

平成27年2月2日

案 件 名	土庄町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(第6期介護保険事業計画)の策定について
担 当 課	福祉課
募 集 の 趣 旨	<p>土庄町では、平成24年3月に「土庄町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(第5期介護保険事業計画)」を策定しました。この計画が平成27年3月で終了することから、今後の社会情勢等の変化に対応していくための次期計画として、「土庄町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(第6期介護保険事業計画)」の策定を進めています。これは平成27年度から平成29年度までの3年間の高齢者保健福祉施策の考え方や目標を定めるものです。</p> <p>このたび、「土庄町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(第6期介護保険事業計画)」の素案がまとまりましたので、町民の皆様からの幅広いご意見、ご提言を募集します。</p>
意 見 募 集 期 間	平成27年2月 2日(月)から 平成27年2月13日(金)まで
計 画 等 の 閲 覧 方 法	土庄町ホームページ(上記からダウンロードできます。) 福祉課の窓口
意 見 書 の 提 出 方 法	<p>御意見は、下記の問い合わせ先へ郵送、持参、FAX、電子メールで提出してください。</p> <p>意見書の所定の様式は、下記からダウンロードするか、上記閲覧場所で入手してください。</p> <p>電話による受付は行いませんので、ご了承ください。</p>
御 意 見 等 の 公 表	<p>提出された意見は、住所、氏名等個人情報を除き、原則として公表します。</p> <p>なお、提出意見に対する個別回答はしませんので、ご了承ください。</p>
問 い 合 わ せ 先	土庄町役場 福祉課(役場1階) 〒761-4192 小豆郡土庄町甲559番地2 電 話 : 0879-62-7002 FAX : 0879-64-6105 E-mail : t0553@town.tonosho.kagawa.jp
参 考 資 料	別紙のとおり

土庄町高齢者保健福祉計画
及び介護保険事業計画
(素案)

平成27年1月

香川県土庄町

(表紙裏)

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の性格と法的位置づけ	5
3 計画の期間	6
4 計画の策定体制	6
第2章 高齢者を取り巻く土庄町の状況	7
1 高齢者の状況	7
2 介護保険制度における高齢者の状況	10
3 高齢者生活実態調査結果からみた高齢者の状況	13
第3章 計画の基本構想	20
1 基本理念	20
2 平成37(2025)年を見据えた土庄町の地域社会のすがた	22
3 基本目標	23
4 施策の体系	24
第4章 施策の展開	26
基本目標Ⅰ 健康づくりと生きがいくくり	26
1 健康づくりの推進	26
2 介護予防の推進	26
3 高齢者の社会参加・生きがいくくり	33
基本目標Ⅱ 住み慣れた地域で暮らし続けられる環境づくり	34
1 地域包括支援センターの機能強化	34
2 相談支援の充実	34
3 地域のネットワークづくり	35
4 介護と保健・医療・福祉との連携	36
5 生活支援サービスの推進	38
6 認知症高齢者支援の推進	40
7 家族介護者等への支援	42
基本目標Ⅲ 介護サービス等の充実	43
1 介護サービスの基盤整備及び事業量の見込み	43
2 財源の確保	43
3 介護保険制度の円滑な運営	43
4 介護給付適正化事業の推進	45
5 住まいの確保	46
基本目標Ⅳ 安全・安心に暮らせるまちづくり	47
1 人にやさしいまちづくりの推進	47
2 防犯・防災体制の整備	47
3 交通安全対策の推進	47
4 権利擁護の推進	47
第5章 計画の推進	48
1 住民、地域、行政等の連携	48
2 住民意識の啓発と地域福祉の推進	48
3 推進体制の整備・強化	48
4 計画の評価体制の整備	48

(目次裏)

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の背景

総務省統計局の平成26年4月1日現在の人口推計（確定値）では、65歳以上の高齢者は3,248万人、総人口に占める高齢化率は25.6%で、国民の4人に1人がすでに高齢者となっています。このうち75歳以上の高齢者は1,580万人、率では12.4%と、高齢者のほぼ2人に1人となる見込みです。

また、介護保険制度がスタートした平成12年4月末時点の要支援・要介護高齢者数は全国では約218万人で、平成26年4月末には約586万人と2倍以上に増加しています。このような高齢化の進展と介護が必要な高齢者の増加に伴い、介護サービスに対するニーズが今後一層高まることが予測されます。

さらに、団塊の世代は平成27年にすべて65歳以上の高齢者となり、平成37（2025）年には4人に1人が75歳に到達する見込みです。これまで国を支えてきた団塊の世代が給付を受ける側にまわることから、医療、保健、介護、福祉サービスへのニーズが高まり、社会保障費のさらなる増大が懸念されています（いわゆる「2025年問題」）。

このような医療、保健、介護、福祉をめぐる動向を踏まえ、国においては医療・介護等に関する社会保障費の抑制を図るため、社会保障制度改革を進めています。

介護が必要な高齢者の増加を踏まえ導入された介護保険制度は、過去3回、法改正が行われ、制度の充実が進められる一方で、社会保障制度改革の流れの中、国では平成26年6月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（医療介護総合確保推進法）」が成立しました。この法律は、医療法や介護保険法など関連19法からなる一括法改正となっており、団塊の世代が全て75歳以上となる平成37（2025）年に向け、平成30年に医療計画と介護保険事業支援計画の同時改定を見込むなど、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を促進するとしています。

介護保険法は、医療介護総合確保推進法の趣旨に基づき、再度見直しが行われ、一部が改正されています。主な改正内容は、要支援1・2については介護保険の予防給付から訪問介護と通所介護を外し、地域支援事業を再編成することで対応すること、訪問介護や通所介護については新しい総合事業に移行することで、介護サービス事業者による既存のサービスに加えて、民間事業者やNPO・ボランティア等、様々な主体による多様なサービスを提供し、利用者の選択の幅を広げることなどとなっています。

(2) 計画策定の趣旨

高齢者が元気で、いきいきとした生活を続けるためには、高齢者自身が生きがいを持ちつづけることができるよう、健康づくりや介護予防に心がけ、また地域における支援の担い手としても活動していくことが重要です。一方、行政は、平成37（2025）年に団塊の世代が75歳を迎えることを見据え、地域包括ケアシステムをそれまでに構築することが必要です。

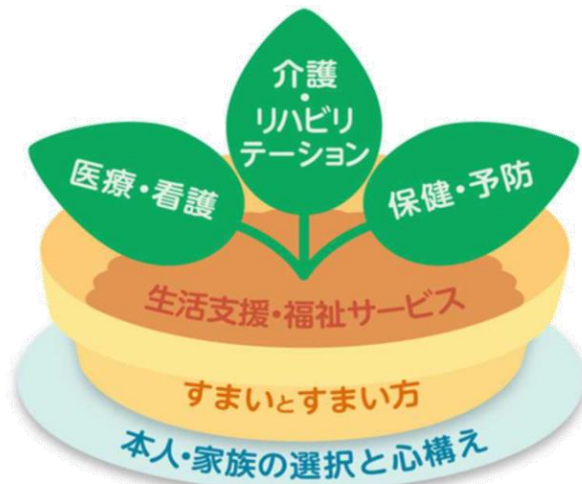
本町では、平成24年3月に「土庄町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」（以下、「第5期計画」という。）を策定しました。第5期計画では、高齢社会が本格化する中、要介護状態にある高齢者には可能な限り住み慣れた地域で尊厳ある生活を送るための適切なサービスを提供し、元気で日常生活を送っている高齢者には現在の健康を維持し、将来、要介護状態に陥らないための健康づくりや介護予防サービスを提供するなど、高齢者を取り巻く様々な課題に的確に対応するための施策を推進してきました。

今後は、平成37（2025）年を見据えた地域包括ケアシステムを構築するために必要な重点的取組事項（①認知症支援策の充実、②医療との連携、③高齢者の居住に係る施策との連携、④生活支援サービスの充実など）を段階的に充実強化するための方向性を明確にするとともに、この先10年の高齢者の動向を勘案した介護需要や必要な保険料水準等を推計し取り組む必要があります。

これら課題の解決を図るため、中長期的な視点に立った目標と具体的な施策を明らかにした新たな「土庄町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」（以下、「本計画」または「第6期計画」という。）を策定するものです。

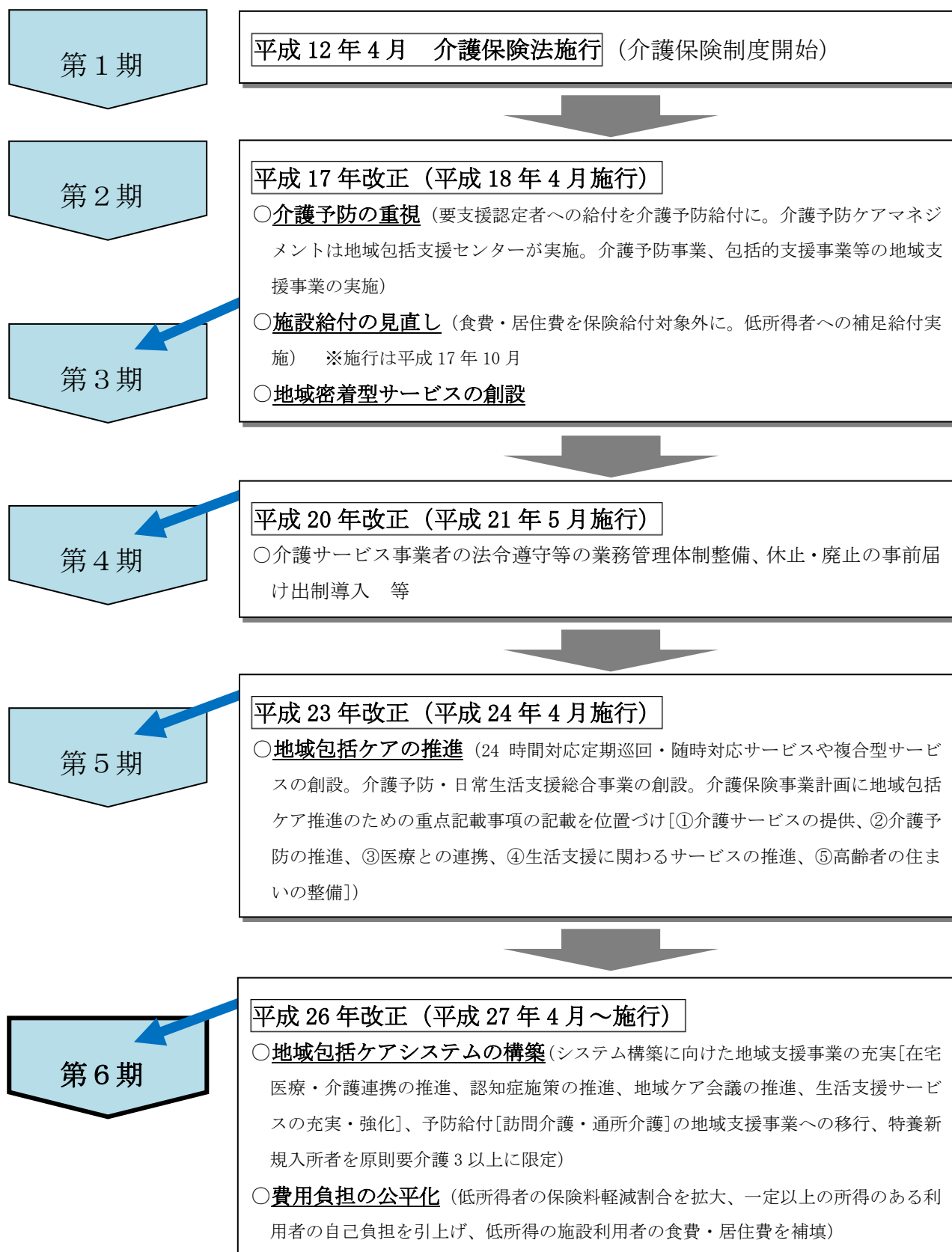
【「地域包括ケアシステム」とは？】

- ◎住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的、継続的（入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目ないサービス提供）に提供されるのが「地域包括ケアシステム」。
- ◎「地域包括ケアシステム」は、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要とされる。



「介護」、「医療」、「予防」という専門的なサービスと、その前提としての「住まい」と「生活支援・福祉サービス」が相互に関係し、連携しながら在宅の生活を支えているイメージ。

【介護保険制度改正の主な経過】



第1章 計画策定にあたって

【介護保険制度改正の概要】

第6期の介護保険制度改正では、団塊の世代が75歳に到達する平成37（2025）年を見据えて、「地域包括ケアシステム」の構築と介護保険制度の持続可能性の確保を基本的考え方とし、以下のような改正が行われています。

主な事項		見直しの方向性
1 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直し	(1) 在宅医療・介護連携の推進	①在宅医療拠点機能の構築 ②地域支援事業の包括的支援事業に連携推進を追加
	(2) 認知症施策の推進	①地域支援事業の包括的支援事業に位置づけ
	(3) 地域ケア会議の充実	①ケアマネジメントの質の向上、地域課題の発見、資源開発や地域づくり ②地域支援事業の包括的支援事業に位置づけ
	(4) 生活支援・介護予防の充実	①担い手の養成及びネットワーク構築、コーディネーターの配置 ②居場所と出番づくり、住民運営の場の充実と地域づくり ③地域支援事業の包括的支援事業に位置づけ
	(5) 地域包括支援センターの機能強化	①役割に応じた人員体制の強化
2 サービスの効率化・重点化	(1) 介護予防給付（訪問・通所介護）の地域支援事業への移行	①平成29年4月までに総合事業を実施、予防給付のうち訪問介護、通所介護を平成29年度末までに地域支援事業に移行 ②新たな総合事業は介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業とし、内容は法に基づく指針でガイドラインを明示 ③単価及び利用料は市町村が設定、計画の中でサービス提供のあり方を明記
	(2) 特別養護老人ホームの中重度者への重点化	①入所を要介護3以上に限定、要介護1・2は特例的（既入所者除く）
3 負担の公平化	(1) 低所得者の一号保険料の軽減強化	①給付費の5割に加えて別枠で公費を投入し、住民税非課税世帯の保険料の軽減割合を拡大
	(2) 一定以上所得者の利用者負担の見直し	①一定以上所得のある利用者負担を1割から2割に引き上げ
	(3) 補足給付の見直し	①低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する補足給付の要件に資産等を追加
4 その他	(1) 在宅サービスの見直し	①小規模通所介護を地域密着型サービスへ移行（平成28年4月1日までに施行、1年以内に条例化） ②平成30年4月に居宅介護支援事業者の指定権限を市町村に移譲
	(2) 施設サービス等の見直し	①サービス付高齢者向け住宅を住所地特例の対象施設に追加 ②医療保険制度も住所地特例の適用を検討
	(3) 介護サービス情報公開制度の見直し	①法定外の宿泊サービスの情報公表
	(4) 計画策定の考え方の見直し	①平成37（2025）年を見据えた介護保険事業計画の策定（地域包括ケア計画、中長期的な推計）

2 計画の性格と法的位置づけ

本計画は、高齢者の保健福祉施策の総合的な推進を図ることを目的として、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体的に定めたものです。

(1) 高齢者保健福祉計画とは

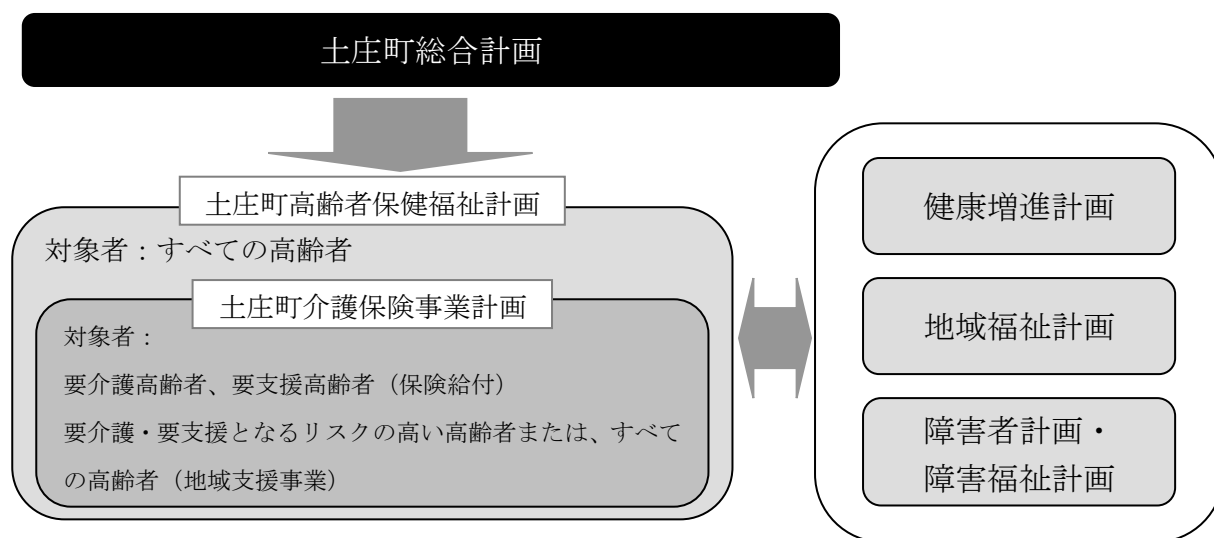
老人福祉法第20条の8第1項に基づく計画です。当該市町村で確保すべき高齢者福祉事業の量の目標、その量の確保のための方策、その他高齢者福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項を定めることとされています。

(2) 介護保険事業計画とは

介護保険サービス及び地域支援事業を円滑に実施するための計画で、必要なサービスの内容や必要量を把握してサービス提供体制を整えることなどを定めるものです。介護保険法（平成9年法律第123号）第117条では、介護保険の保険者として位置付けられている市町村に対して、3年を1期（第2期計画までは3年ごとに5年を1期）とする介護保険事業計画の策定が義務付けられています。

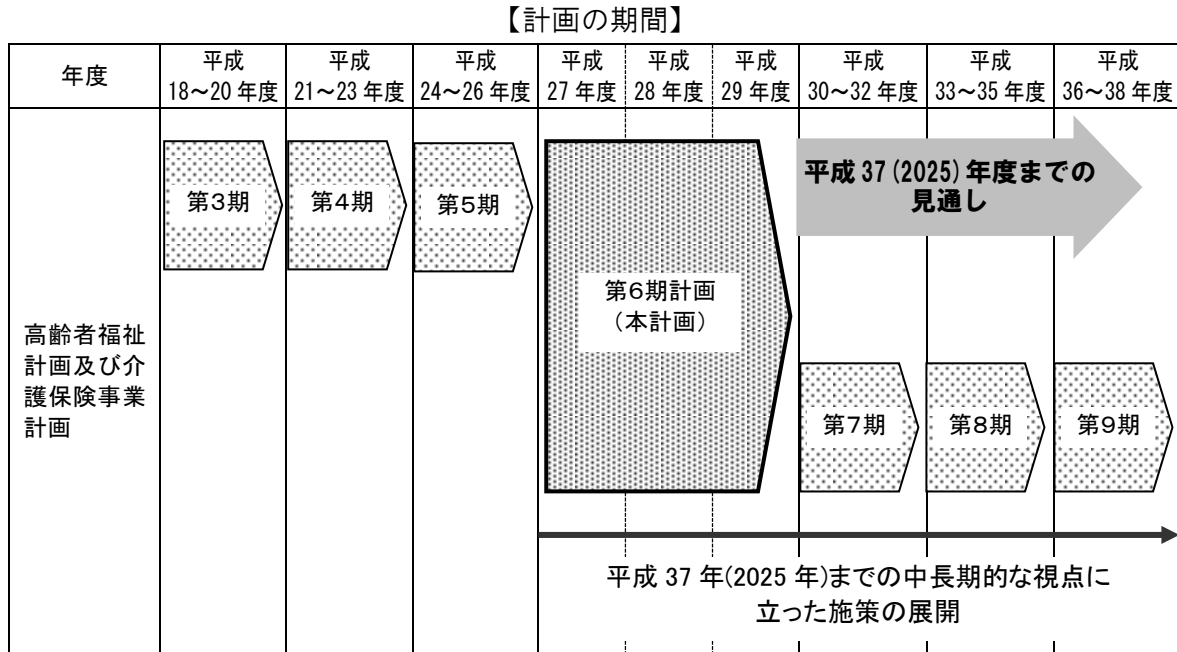
(3) 他の計画との整合

本計画は、上位計画である「土庄町総合計画」をはじめ、「地域福祉計画」などとの整合を図っています。



3 計画の期間

本計画は、平成27年度を初年度とし、平成29年度を目標年度とする3年間を計画期間とします。また、第5期計画で開始した地域包括ケア実現のための方向性を継承し、平成37（2025）年度までの高齢者の動向を見据え、中長期的な視点に立ち施策を展開します。



4 計画の策定体制

(1) 土庄町介護保険制度等運営協議会

社会全体で高齢社会に対する取組みを行っていく必要があるため、住民である被保険者等の意見が反映されるよう、本計画の策定にあたっては、行政機関内部だけでなく学識経験者や保健・医療・福祉関係者、介護保険の被保険者等で構成された「土庄町介護保険制度等運営協議会」において審議され、その提言を計画に反映させています。

(2) 日常生活圏域ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、高齢者の生活や健康状態を把握するために、国の「日常生活圏域ニーズ調査」の内容を踏まえたアンケート調査を実施しました。

第2章 高齢者を取り巻く土庄町の状況

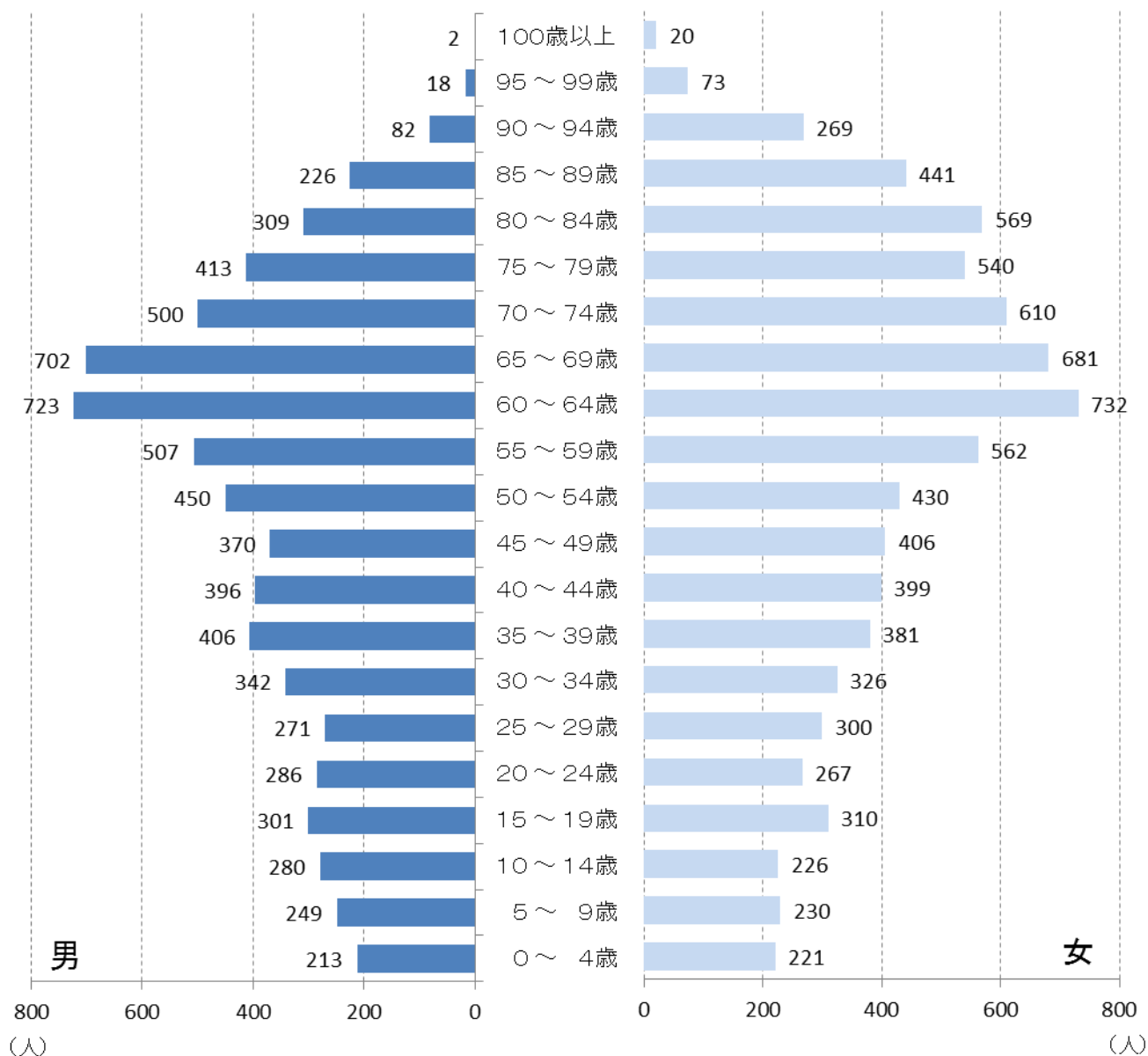
1 高齢者の状況

(1) 人口ピラミッド

本町の平成26年9月末日現在の性別・年齢別人口（人口ピラミッド）は次のとおりです。

団塊の世代を含む60～69歳の人数が突出しており、男性1,425人、女性1,413人、計2,838人と、全人口15,039人の18.9%を占めています。

【人口ピラミッド（平成26年9月末日現在）】



【資料】住民基本台帳

(2) 人口の推移

本町の平成26年9月末日現在の総人口は15,039人で、毎年減少しています。

高齢者人口は、平成23年まで減少傾向にあったものの、団塊の世代が高齢期に入ったことにより、平成24年には増加に転じており、平成26年は5,455人となっています。

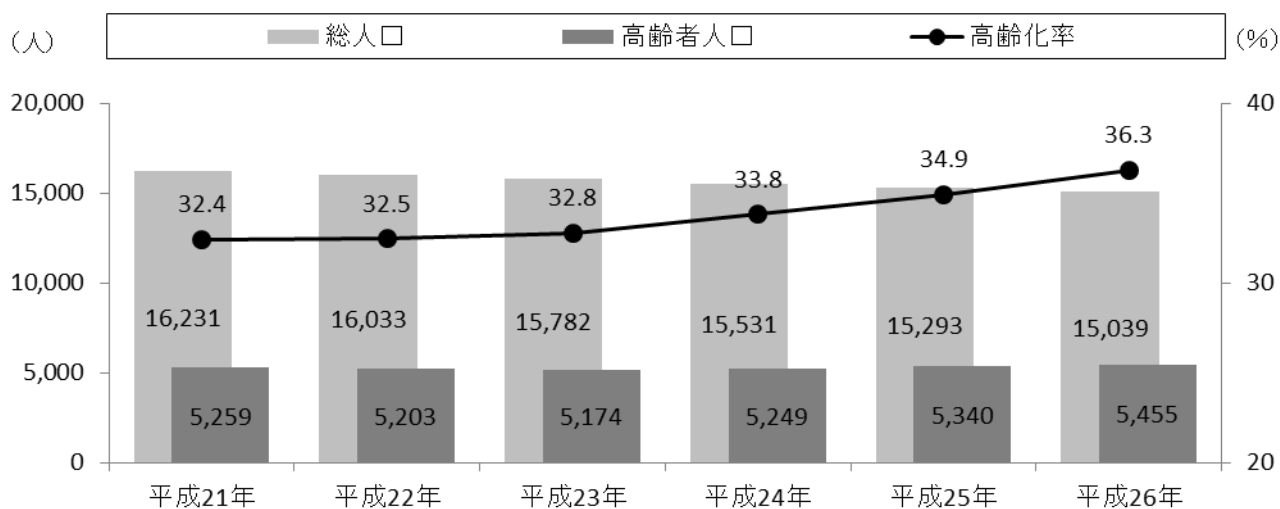
高齢化率は毎年増加しており、平成26年は36.3%となっています。

【総人口と年齢区分別人口の推移】

単位：人，%

区 分	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
総人口	16,231	16,033	15,782	15,531	15,293	15,039
40歳未満	5,297	5,195	5,062	4,919	4,776	4,609
（総人口比）	32.6	32.4	32.1	31.7	31.2	30.6
40～64歳	5,675	5,635	5,546	5,363	5,177	4,975
（総人口比）	35.0	35.1	35.1	34.5	33.9	33.1
65～74歳	2,214	2,154	2,148	2,234	2,358	2,493
（総人口比）	13.6	13.4	13.6	14.4	15.4	16.6
65～69歳	1,184	1,163	1,106	1,176	1,299	1,383
70～74歳	1,030	991	1,042	1,058	1,059	1,110
75歳以上	3,045	3,049	3,026	3,015	2,982	2,962
（総人口比）	18.8	19.0	19.2	19.4	19.5	19.7
75～79歳	1,061	1,062	1,037	1,007	966	953
80～84歳	967	956	930	930	903	878
85～89歳	638	620	636	663	666	667
90歳以上	379	411	423	415	447	464
高齢者人口	5,259	5,203	5,174	5,249	5,340	5,455
高齢化率	32.4	32.5	32.8	33.8	34.9	36.3

【資料】住民基本台帳（9月末日現在）



(3) 人口の推計

人口推計は過去の実績データを使用し、コーホート変化率法により行いました。

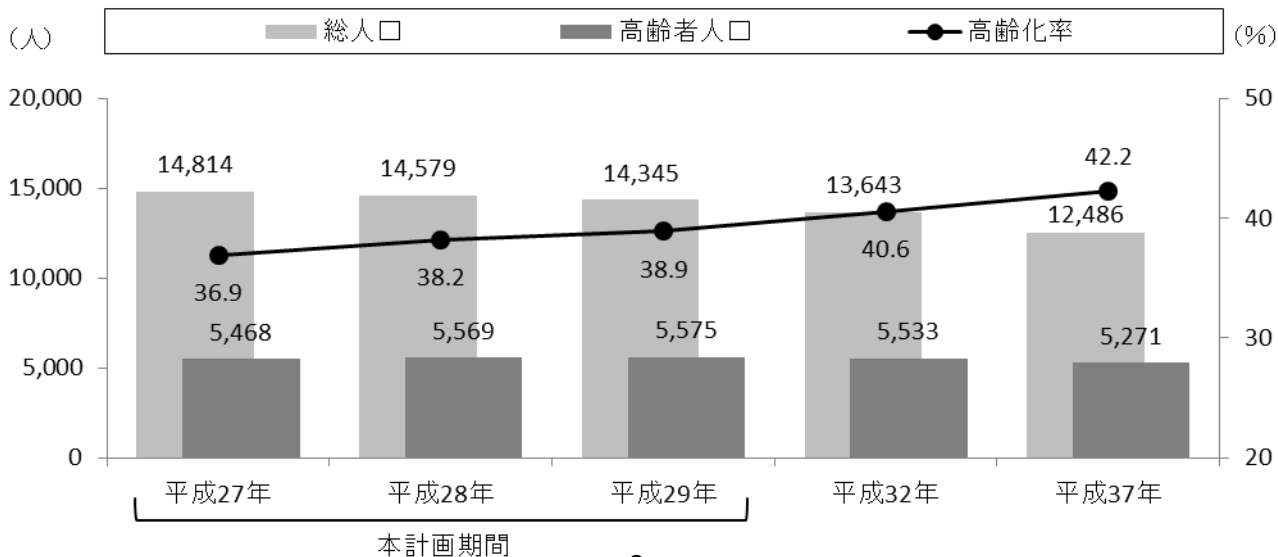
総人口は、平成29年には14,345人、平成37年には12,486人と減少する見込みです。

高齢者人口は、平成29年には5,575人、平成37年には5,271人と、平成29年以降に減少に転じる見込みです。また、65～74歳（前期高齢者）人口は、平成32年まで増加傾向で推移し、それ以降減少に転じ、75歳以上（後期高齢者）人口は、平成29年までは横ばい傾向で、平成32年で一旦減少し、平成37年には増加に転じる見込みです。

【総人口と年齢区分別人口の推計】

単位：人，%

区 分	本計画期間			平成 32 年	平成 37 年
	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年		
総人口	14,814	14,579	14,345	13,643	12,486
40 歳未満	4,518	4,422	4,277	3,905	3,396
（総人口比）	30.5	30.3	29.8	28.6	27.2
40～64 歳	4,828	4,588	4,493	4,205	3,819
（総人口比）	32.6	31.5	31.3	30.8	30.6
65～74 歳	2,590	2,682	2,684	2,726	2,223
（総人口比）	17.5	18.4	18.7	20.0	17.8
65～69 歳	1,501	1,638	1,562	1,315	991
70～74 歳	1,089	1,044	1,122	1,411	1,232
75 歳以上	2,878	2,887	2,891	2,807	3,048
（総人口比）	19.4	19.8	20.2	20.6	24.4
75～79 歳	903	939	953	988	1,279
80～84 歳	871	851	835	748	814
85～89 歳	639	618	614	581	490
90 歳以上	465	479	489	490	465
高齢者人口	5,468	5,569	5,575	5,533	5,271
高齢化率	36.9	38.2	38.9	40.6	42.2



2 介護保険制度における高齢者の状況

(1) 要支援・要介護認定者数の状況

要支援・要介護認定者数は、平成24年9月では1,071人、平成25年9月では1,068人、平成26年9月では1,102人と、増加傾向にあります。要支援・要介護度別にみると、人数が最も増加しているのは要介護1で、平成24年から26年にかけて37人増加しています。一方、要支援2、要介護3、要介護5では人数が減少しています。

また、高齢化率は年々増加していますが、後期高齢者の人数が減少傾向にあるため、高齢者人口に占める第1号被保険者の認定者割合（認定率）はそれほど伸びておらず、平成26年は19.9%となっています。

【認定者数・認定率の推移（各年9月末現在）】

単位：人，%

区 分	平成 24 年		平成 25 年		平成 26 年	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
認定者数	1,071	100.0	1,068	100.0	1,102	100
要支援1	143	13.4	140	13.1	163	14.8
要支援2	179	16.7	166	15.5	161	14.6
要介護1	141	13.2	135	12.6	178	16.2
要介護2	188	17.6	211	19.8	204	18.5
要介護3	180	16.8	190	17.8	163	14.8
要介護4	141	13.2	146	13.7	147	13.3
要介護5	99	9.2	80	7.5	86	7.8
うち第1号被保険者	1,059	100.0	1,052	100.0	1,088	100.0
要支援1	142	13.4	138	13.1	162	14.9
要支援2	179	16.9	163	15.5	160	14.7
要介護1	141	13.3	132	12.5	177	16.3
要介護2	186	17.6	208	19.8	200	18.4
要介護3	176	16.6	189	18.0	159	14.6
要介護4	140	13.2	144	13.7	145	13.3
要介護5	95	9.0	78	7.4	85	7.8
第1号被保険者認定率		20.2		19.7		19.9

【資料】介護保険事業状況報告

(2) 要支援・要介護認定者数の推計

支援・要介護認定者数推計にあたっては、要介護度別、性・年齢別出現率の実績及び伸びを勘案し、人口推計をもとにしながら要支援・要介護認定者数を推計しました。

後期高齢者数が横ばい傾向と見込まれるため、高齢者人口に占める第1号被保険者の認定者割合（認定率）は横ばい傾向と予測しており、計画期間となる平成27年度から平成29年度の間大きな増減は見込んでいません。

なお、団塊の世代がすべて後期高齢者となる平成37（2025）年には1,009人、第1号被保険者における認定率は18.8%と見込んでいます。

【認定者数・認定率の推計】

単位：人，%

区 分	本計画期間			平成 32 年	平成 37 年
	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年		
認定者数	1,056	1,053	1,056	1,035	1,009
要支援 1	138	138	138	137	139
要支援 2	165	164	165	163	158
要介護 1	133	132	131	126	123
要介護 2	207	206	207	201	196
要介護 3	188	188	188	184	175
要介護 4	145	144	145	141	136
要介護 5	80	81	82	83	82
うち第1号被保険者	1,040	1,037	1,040	1,019	993
要支援 1	136	136	136	135	137
要支援 2	162	161	162	160	155
要介護 1	130	129	128	123	120
要介護 2	204	203	204	198	193
要介護 3	187	187	187	183	174
要介護 4	143	142	143	139	134
要介護 5	78	79	80	81	80
第1号被保険者認定率	19.0	18.6	18.7	18.4	18.8

【資料】介護保険事業状況報告

(3) 介護サービス受給者数（サービス利用者数）の推移

介護サービス受給者数は、平成25年は若干減少しましたが、平成26年は増加に転じています。サービス種類別に見ると、平成26年に居宅サービス、地域密着型サービスが増加し、施設サービスが若干減少しています。

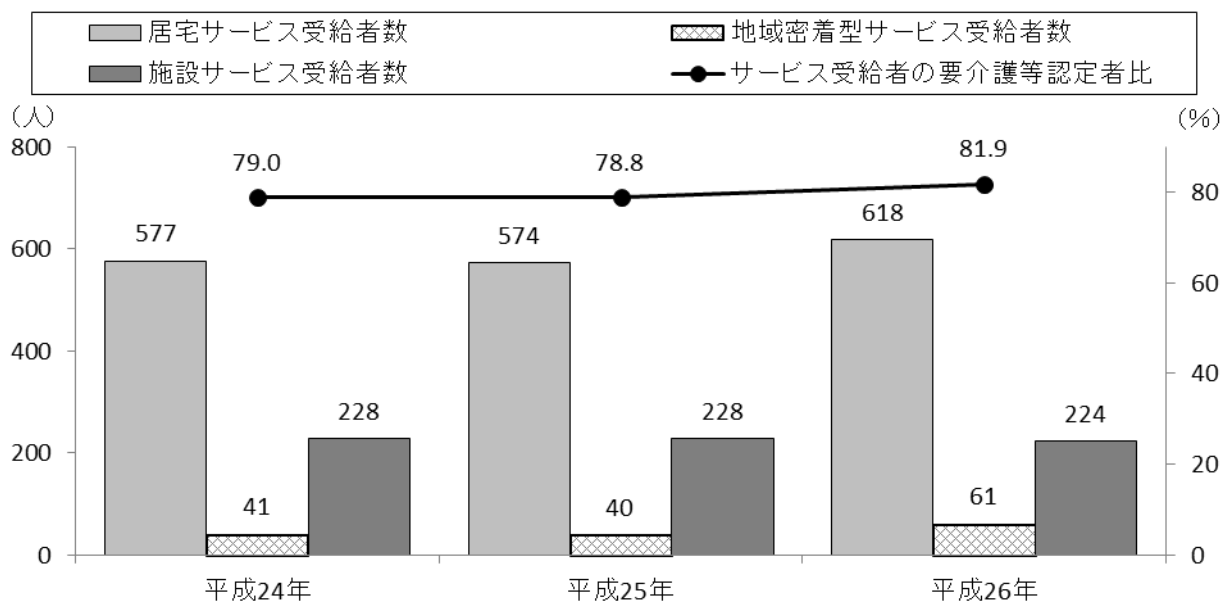
要支援・要介護認定者に対するサービス利用の割合は平成26年で81.9%となっており、認定を受けているにも関わらずサービスを利用していない、いわゆるサービス未利用者は18.1%となっています。

【受給者数の推移（各年9月現在）】

単位：人，%

区 分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
居宅サービス	577	574	618
高齢者人口比	11.0	10.7	11.3
要介護等認定者比	53.9	53.7	56.1
地域密着型サービス	41	40	61
高齢者人口比	0.8	0.7	1.1
要介護等認定者比	3.8	3.7	5.5
施設サービス	228	228	224
高齢者人口比	4.3	4.3	4.1
要介護等認定者比	21.3	21.3	20.3
サービス受給者計	846	842	903
高齢者人口比	16.1	15.8	16.6
要介護等認定者比	79.0	78.8	81.9

【資料】介護保険事業状況報告



3 高齢者生活実態調査結果からみた高齢者の状況

本計画策定の基礎資料とするため、主に生活機能の面から高齢者の生活状況を把握し、高齢者の生活実態に合った介護（予防）サービスや各種福祉サービスを提供するために郵送による実態調査を実施しました。調査結果を踏まえ、施策の推進方向や各事業の方向性に反映させます。

（1）実態調査の概要

① 調査対象者

平成26年1月10日現在、町内に在住の65歳以上の方1,000名（無作為抽出）を対象に実態調査を行いました。

② 実施期間

平成26年1月27日～平成26年2月13日

③ 回収状況

配布数	回収数 (集計対象件数)	回収率 (集計対象回収率)
1,000 件	722 件(719 件)	72.2%(71.9%)

（2）調査結果

① 回答者について

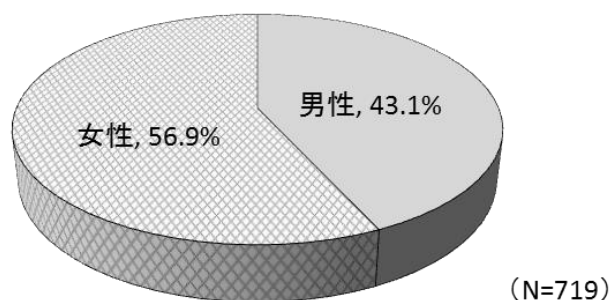
調査回答者を性別にみると、女性が男性を上回り、56.9%となっています。

年齢別にみると、どの年齢層も20%近くとなっていますが、「65～69歳」が24.3%と2割半ばを占めています。

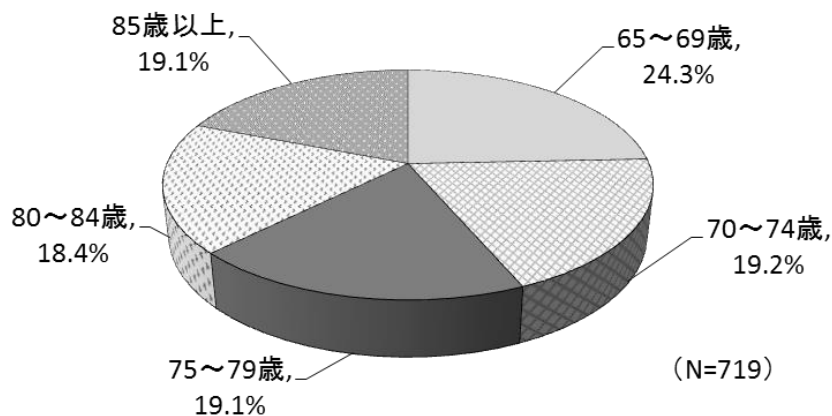
介護認定状況については、約8割が「要介護認定なし」、約2割が「認定者」となっています。

世帯状況別にみると、「家族など同居（二世帯住宅を含む）」が61.9%と最も高く、「一人暮らし」は18.6%となっています。

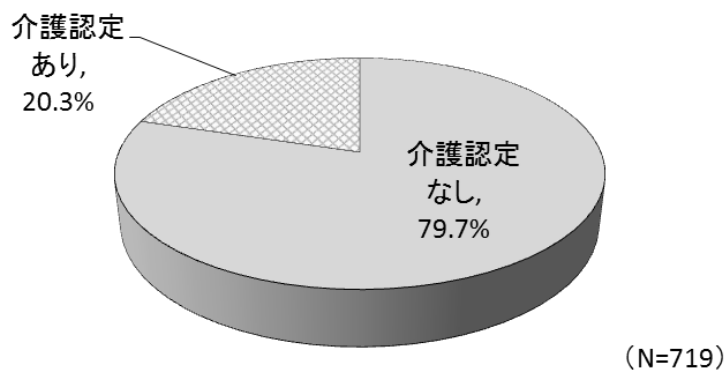
【性別】



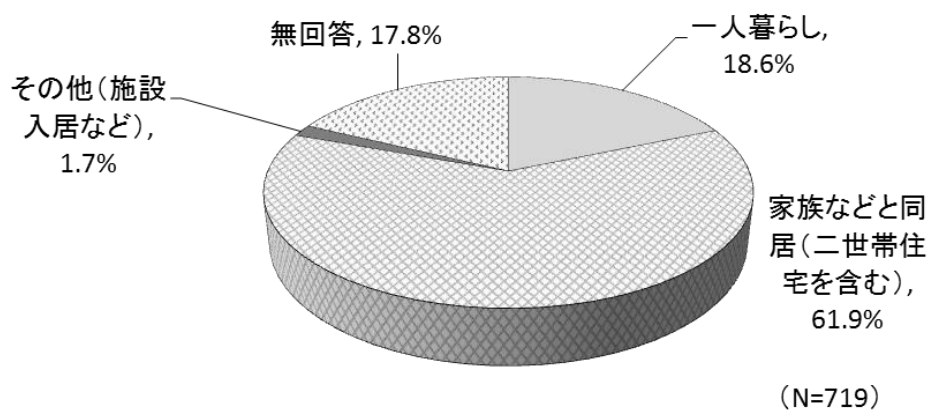
【年齢】



【介護認定状況】



【世帯状況】



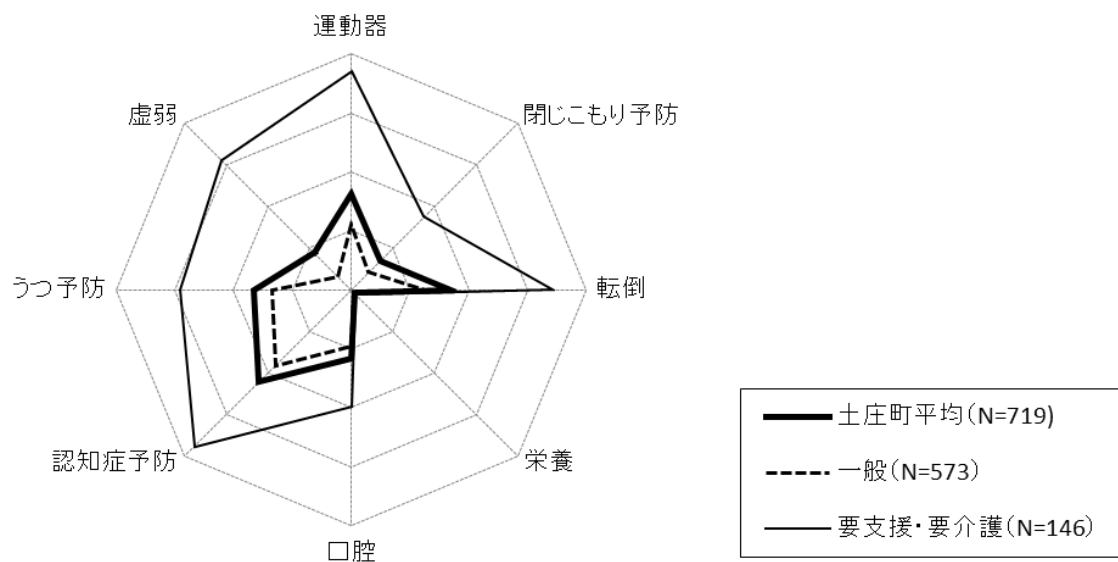
② 基本チェックリストに基づいた評価項目判定結果

基本チェックリストの評価項目ごとの該当者（リスクあり）の割合をみると、全体を通して「認知症予防」の該当者の割合が高く、土庄町の平均では44.4%、一般（二次予防対象者含む）では36.5%、要支援・要介護では75.3%となっています。

また、「虚弱」の該当者の割合をみると、一般（二次予防対象者含む）では6.5%であるのに対し、要支援・要介護では62.3%と約6割を占め、該当者の割合の差が最も高くなっています。

リスク該当者割合	土庄町平均	一般（二次予防対象者含む）	要支援・要介護
運動器	32.7%	22.2%	74.0%
閉じこもり予防	13.8%	8.4%	34.9%
転倒	34.1%	25.3%	68.5%
栄養	1.5%	1.4%	2.1%
口腔	23.2%	19.0%	39.7%
認知症予防	44.4%	36.5%	75.3%
うつ予防	33.2%	26.9%	58.2%
虚弱	17.8%	6.5%	62.3%

【基本チェックリスト 判定結果】

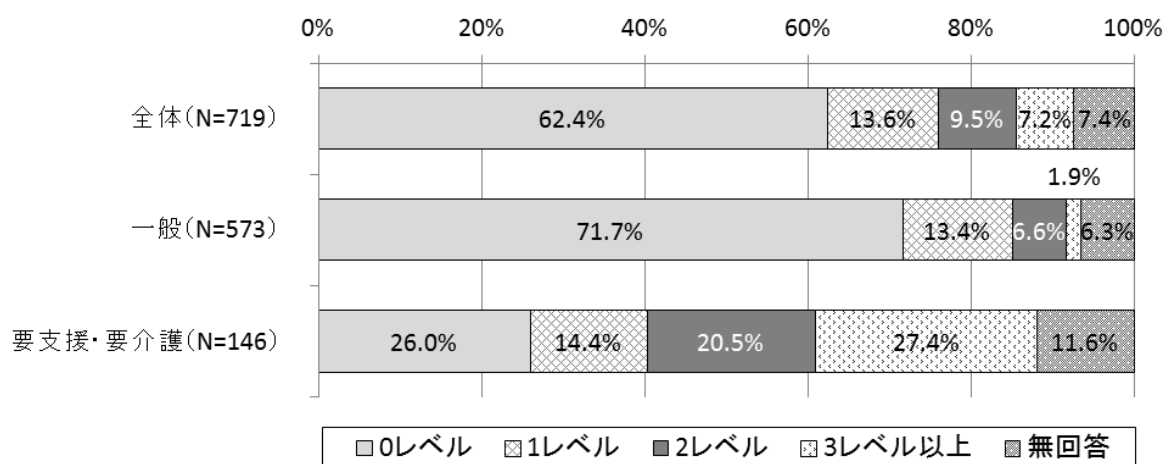


③ 認知機能障害程度

認知機能障害程度をみると、全体では「0レベル」が最も高く、62.4%となっています。また、一般でも同じく「0レベル」が71.7%と最も高くなっており、次いで「1レベル」が13.4%、「2レベル」が6.6%となっています。

要支援・要介護では、「3レベル以上」が27.4%と最も高くなっており、次いで「0レベル」が26.0%、「2レベル」が20.5%となっています。

【認知機能障害（該当者の割合）】

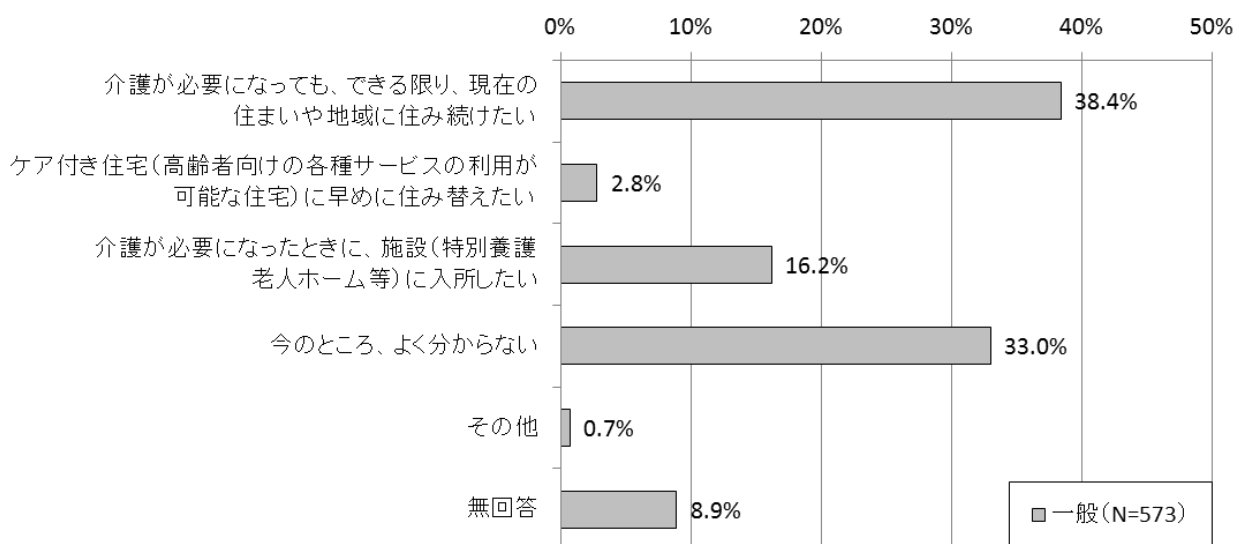


④ 介護保険の利用と住まいについて

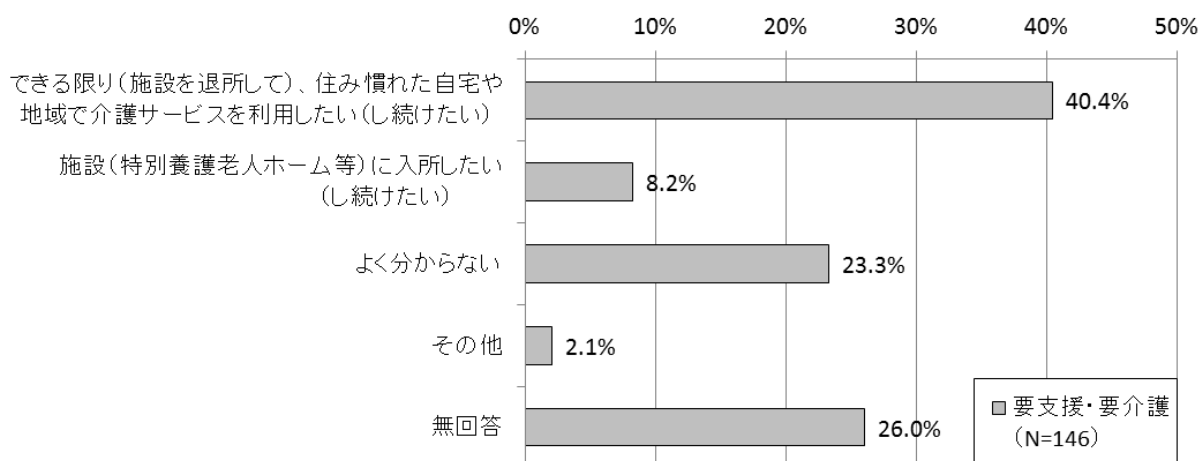
介護保険の利用と住まいについては、一般高齢者では「介護が必要になっても、できる限り、現在の住まいや地域に住み続けたい」が38.4%と最も高くなっています。次いで「今のところ、よくわからない」(33.0%)、「介護が必要になったときに、施設（特別養護老人ホーム等）に入所したい」(16.2%)となっています。

また、認定者では「できる限り（施設を退所して）、住み慣れた自宅や地域で介護サービスを利用したい（し続けたい）」が40.4%と最も高くなっています。次いで「よく分からない」(23.3%)、「施設（特別養護老人ホーム等）に入所したい（し続けたい）」(8.2%)となっています。

【将来の住まいと介護サービスの利用について（※一般高齢者のみ）】



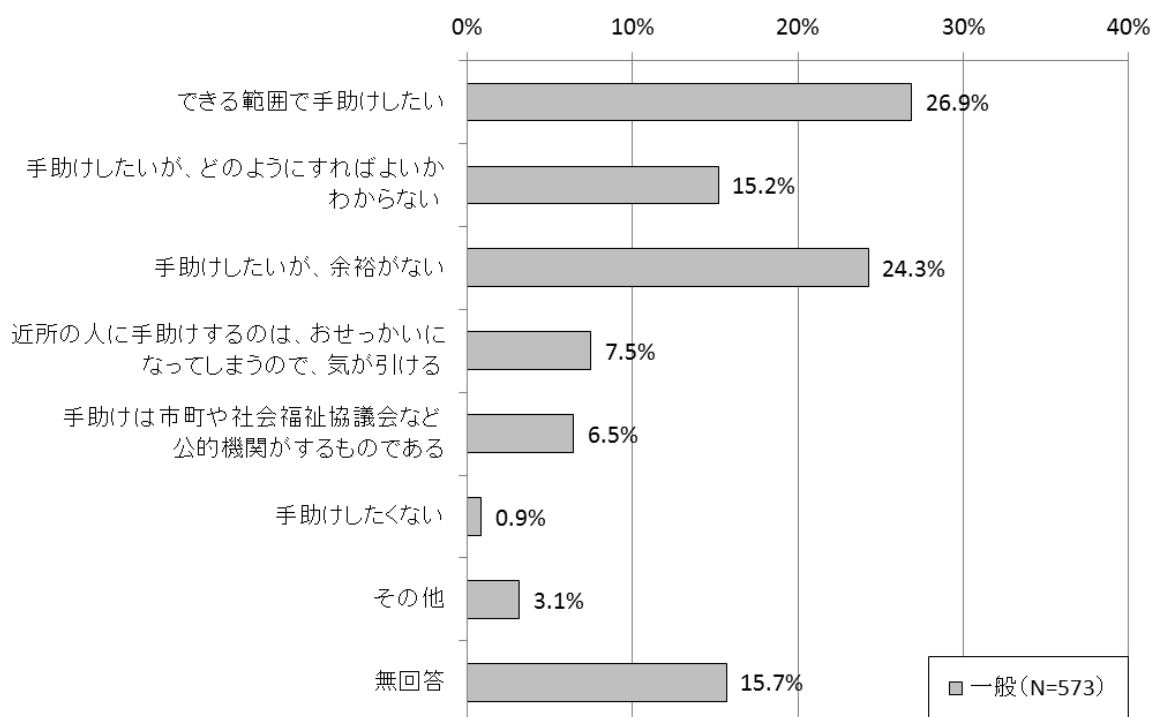
【介護サービスの利用と住まいについて（※認定者のみ）】



⑤ 高齢者への支援

地域で何らかの日常生活上の支援を必要としている一人暮らしの高齢者などへの手助けについては、「できる範囲で手助けしたい」が26.9%と最も高くなっており、「手助けしたいが、どのようにすればよいかわからない」(15.2%)、「手助けしたいが、余裕がない」(24.3%)を含めると66.4%が手助けしたい意向を持っています。一方、「手助けしたくない」はわずか0.9%となっています。

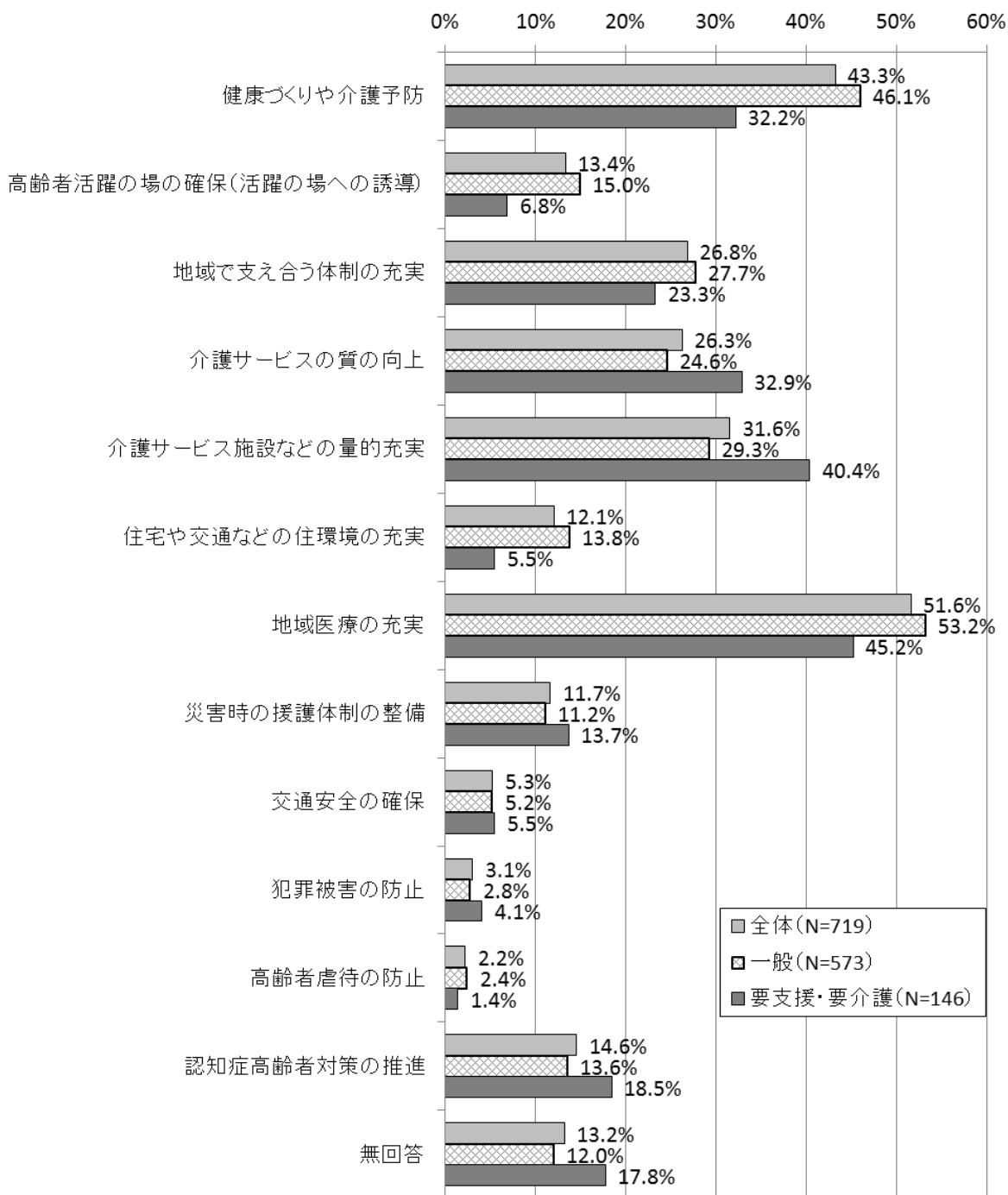
【高齢者への支援や手助けについて（※一般高齢者のみ）】



⑥ 重要方策について

今後も高齢化が進行していく社会において、重要と思われる方策については、「地域医療の充実」が全体（51.6%）、一般（53.2%）、要支援・要介護（45.2%）と最も高くなっています。次いで、全体、一般では「健康づくりや介護予防」（43.3%、46.1%）、「介護サービス施設などの量的充実」（31.6%、29.3%）となっています。また、要支援・要介護では「介護サービスの質の向上」（32.9%）と続いています。

【重要と思われる方策（3つまで）】



第3章 計画の基本構想

1 基本理念

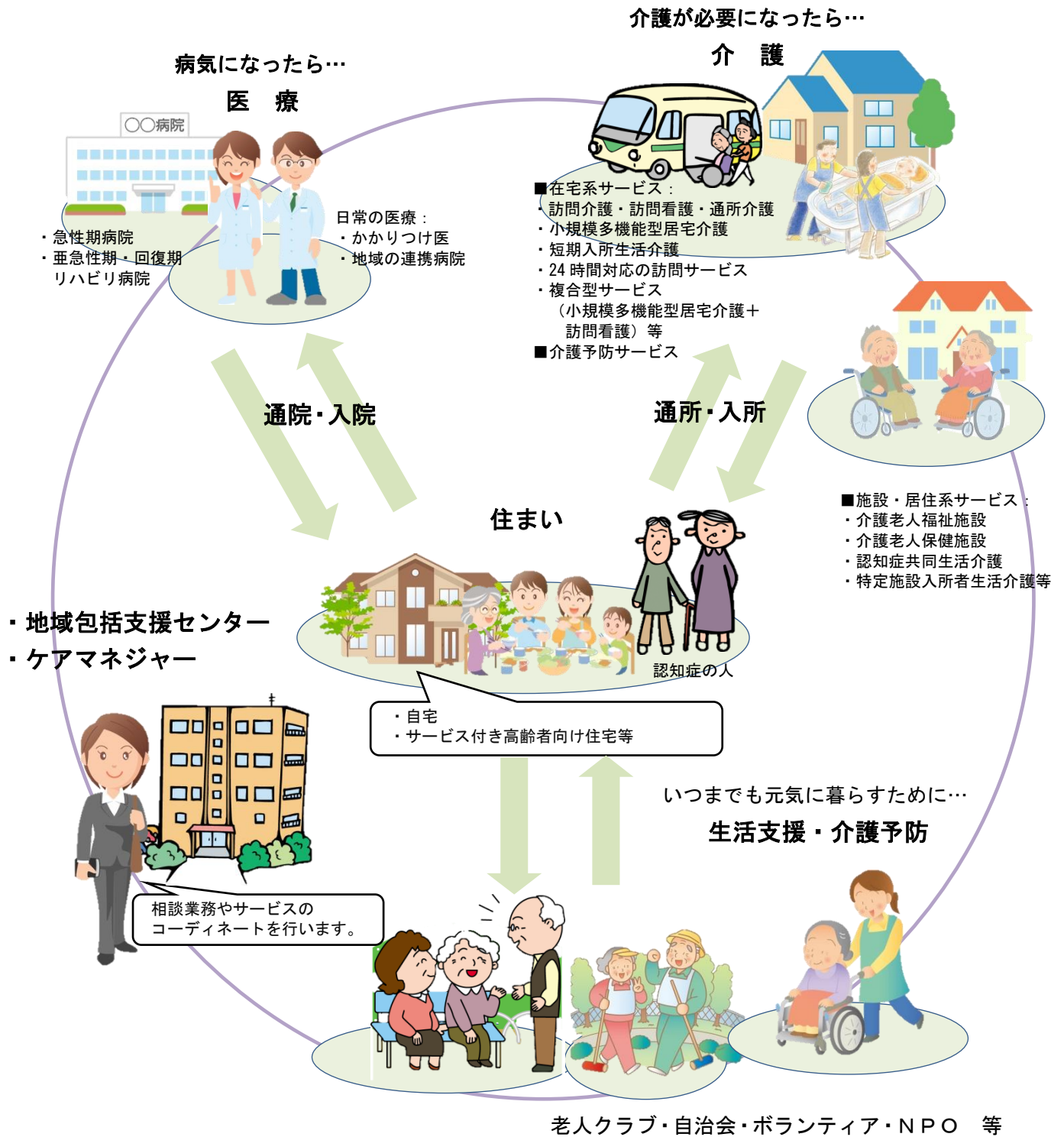
人とつながり支え合いながら、
健康で安心して暮らせる長寿社会の実現

第5期計画では、「地域包括ケアシステム」の構築を視野に入れて、高齢者の生きがいづくりや健康づくりの支援、介護保険制度等の適切な運営により、高齢者及び家族がいつまでも自分らしく、住み慣れた地域で日常生活を送ることができるまちづくりをめざして、さまざまな高齢者施策の推進や高齢者を地域で支える体制づくりを図ってきました。

超高齢社会を迎えた今、高齢者が地域で自立した生活を継続して送ることができるよう、高齢者一人ひとりの生活実態に即した保健福祉サービスやインフォーマルサービスを含めた生活支援サービスを提供するとともに、それぞれの価値観やニーズに応じた社会参加を支援することが必要です。また、今後、高齢期を迎える世代も含め、高齢者や地域の関係団体、行政と協働し、すべての住民が生涯にわたって健康でいきいきと住み慣れた地域で暮らしていけるよう取り組むことが必要です。

本計画では、「人とつながり支え合いながら、健康で安心して暮らせる長寿社会の実現」を基本理念として、すべての高齢者が可能な限り介護を必要とせずに健康で元気に暮らせるように、また、生活支援や介護、医療等が必要になっても、地域で助け合いながら安心して暮らせるように、あらゆる主体が参画・協働し、医療、介護、予防、生活支援、高齢者の住まいを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築に向け、中長期的な施策を定め計画的に取り組めます。

【地域包括ケアシステムのイメージ】



2 平成37（2025）年を見据えた土庄町の地域社会のすがた

本計画は、これまでの取り組みから継続している課題や現在直面している新たな課題を踏まえるとともに、平成37（2025）年までの地域包括ケアシステムの実現を視野に、本町の地域社会のあるべき姿を次のとおり定めます。

【平成37（2025）年を見据えた本町の地域社会のすがた】

◇自分らしく生涯健康でいきいきと暮らす（ずっと元気！）

生活機能の低下を防ぎ、可能な限り介護が必要な状態にならないよう、引き続き健康づくりや介護予防を推進します。

また、高齢者の経験と知識を生かし、地域社会に貢献する様々な活動への参加を促進したり多様な年代の人と世代間交流を図るなど、自分らしく生涯健康でいきいきと暮らし、ずっと元気でいれる地域づくりに取り組みます。

◇支え合いの中でふれあい豊かに暮らす（今の暮らしをこれからも）

高齢者が住み慣れた地域において、住民同士の助け合いや支え合いのもと、今の暮らしを継続できるよう、地域住民をはじめ、保健・医療・福祉などの関係機関や団体と連携し、包括的な支援のためのネットワークづくりを進め、ふれあい豊かに暮らせる地域づくりに取り組みます。

◇住み慣れた地域で安心して暮らす（いつまでも安心）

高齢者が、一人暮らしになったり認知症や介護が必要な状態になっても、必要なサービスが適切に利用できるよう、介護保険制度の安定的運営に努めるとともに、保健・医療・福祉サービスの充実を図り、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。

3 基本目標

基本理念の実現のため、高齢者の現状や介護保険事業の実施状況や日常生活圏域ニーズ調査結果などを踏まえ目標を設定し施策を推進します。

基本目標Ⅰ 健康づくりと生きがいづくり

高齢者の自立を将来にわたって支援していくために、「介護予防・日常生活支援総合事業」（新しい総合事業）等により、介護予防・生活支援の取り組みを進めるとともに、高齢期以前からの生活習慣病予防や健康づくり支援を推進します。

また、高齢者が生きがいをもって暮らすために、個人のライフスタイルやニーズに対応した生きがいづくり、社会参加、社会貢献、就労などの活動を支援し、いきいきとした生活を送ることができるまちづくりを推進します。

基本目標Ⅱ 住み慣れた地域で暮らし続けられる環境づくり

高齢者の尊厳を支えるケアを実現するため、団塊の世代がすべて75歳以上となり介護や支援が必要な高齢者が急速に増加する平成37年（2025年）までの間に、地域包括支援センターの機能強化や地域の見守りネットワークの充実など、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みを推進します。

基本目標Ⅲ 介護サービス等の充実

介護が必要な状態となっても高齢者やその家族が安心して生活できるように、利用者の視点に立った環境づくりを目指し、将来にわたり安定してサービス提供ができるよう、関係機関と連携を図るとともに、介護・福祉人材の養成や介護給付適正化等に取り組みます。

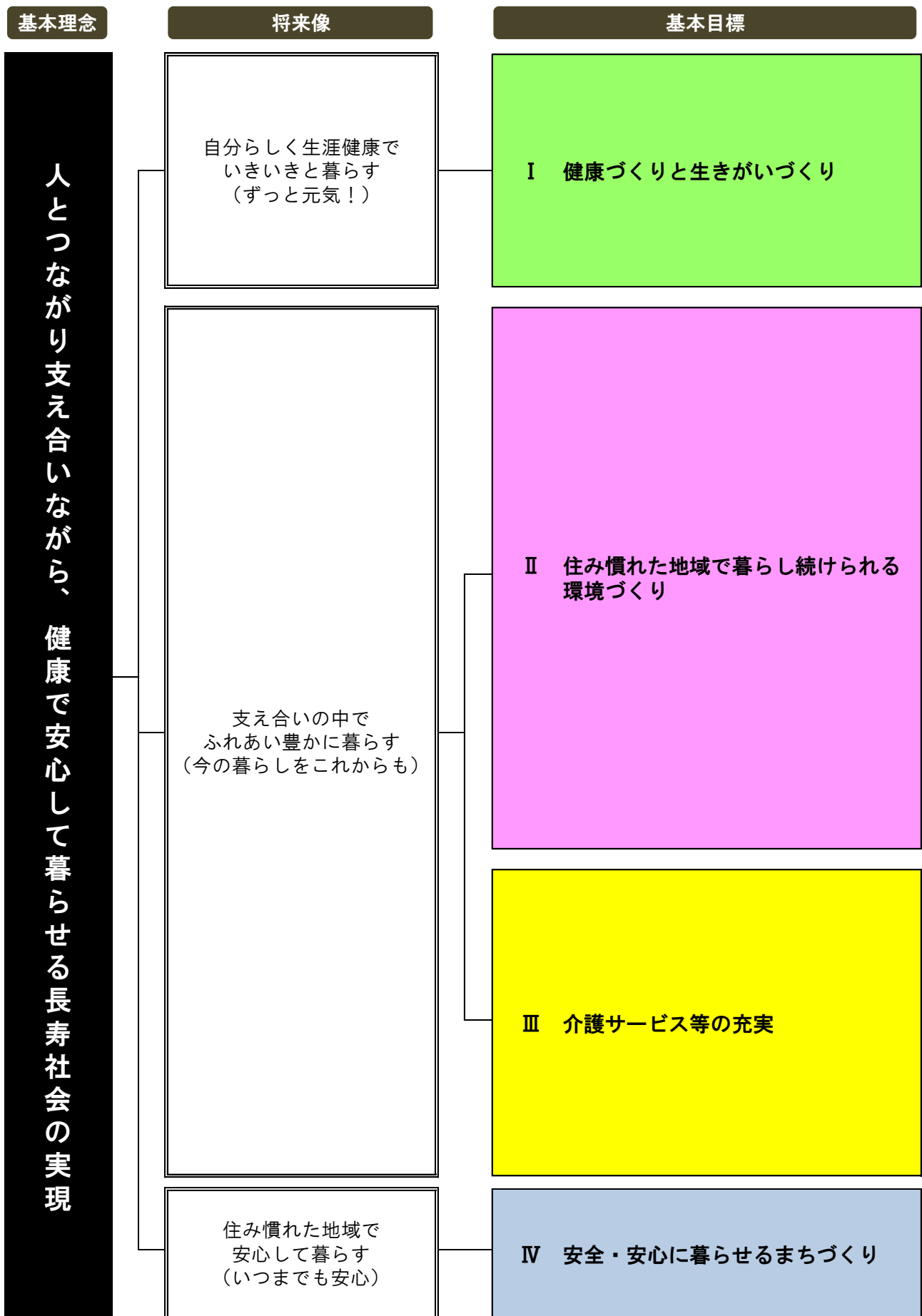
また、高齢者の生活の基盤となる「住まい」について、介護保険の施設・居住系サービスや、その他の住まい（養護老人ホーム、軽費ホーム等）など、多様な生活の場の確保に取り組みます。

基本目標Ⅳ 安全・安心に暮らせるまちづくり

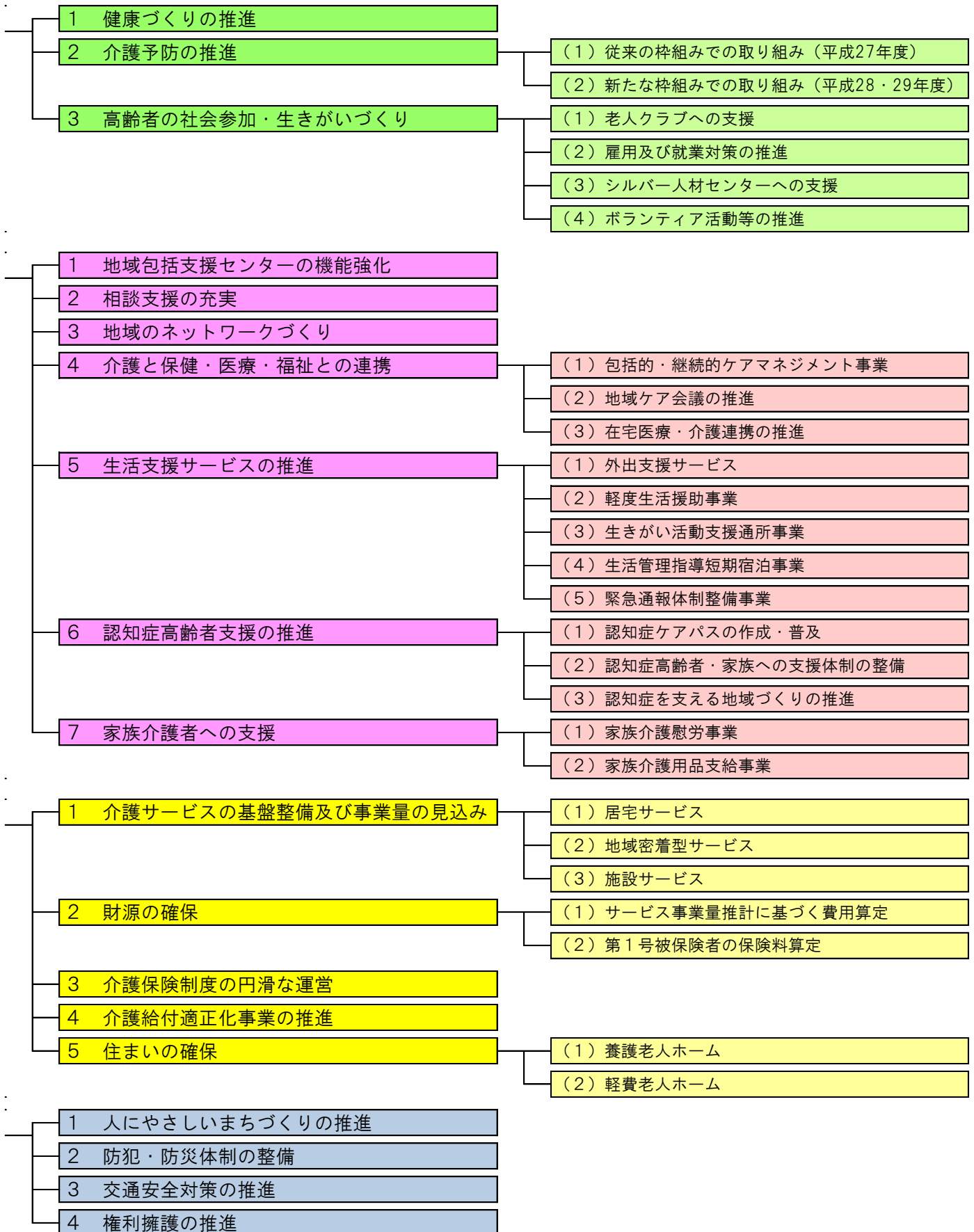
災害時支援や消費者被害の防止、交通安全対策等の安全・安心対策や、高齢者に配慮したバリアフリー環境の整備により、高齢者が暮らしやすい、人にやさしいまちづくりを推進します。

また、成年後見制度利用支援等の権利擁護に取り組みます。

4 施策の体系



施策の内容



第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 健康づくりと生きがいづくり

1 健康づくりの推進

本町では、住民自らが食事や運動、生活習慣病の予防など各世代に応じた健康づくりに取り組むことで、いつまでも健やかにいきいきとした毎日を送ることができるよう、“丈夫に育ち、生きがいをもち、健康寿命を延ばす”ことを目的とした『健やかとのしょう21 第2期土庄町健康増進計画』を策定しています。

また、各医療保険者においては、生活習慣病の予防の観点から特定健診、特定保健指導等を実施するにあたり「特定健康診査等実施計画」を策定しています。

今後は「健やかとのしょう21 第2期土庄町健康増進計画」「特定健康診査等実施計画」との連携を図りながら、健康づくりを推進するとともに、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」の作成を進めていきます。

2 介護予防の推進

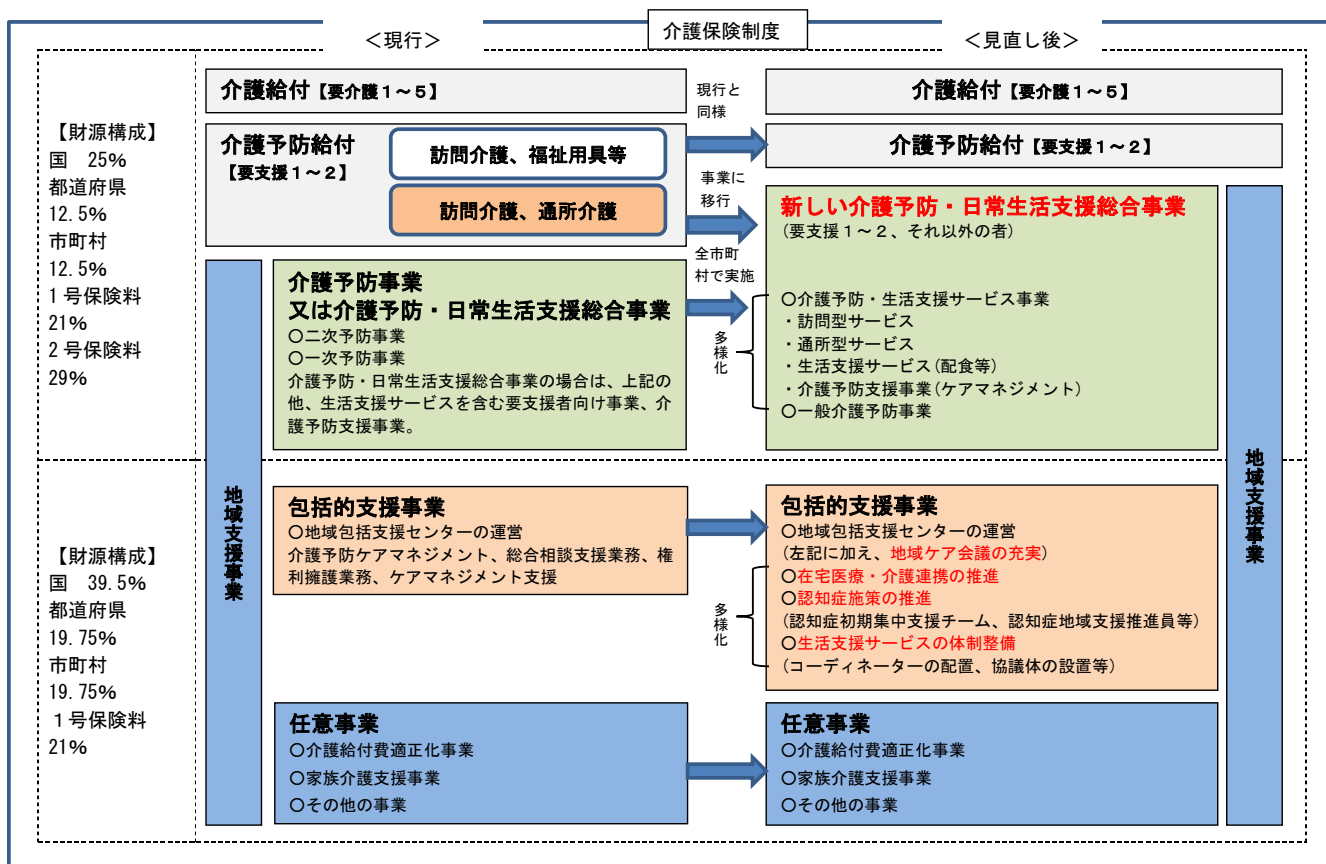
今般の介護保険制度改正では、平成37（2025）年に団塊の世代が75歳を迎えるなど少子高齢化が進展していく中、要支援認定者等の高齢者の多様な生活支援ニーズに地域全体で応えていくため、予防給付の訪問介護と通所介護について、全国一律の基準に基づくサービスから、住民等の多様な主体によるサービス提供により市町村が効果的・効率的に実施することができる「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下、「総合事業」という。）へと移行することとされました。

この総合事業は、要支援認定者等に対して必要な支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」と、すべての高齢者に対して介護予防の啓発等を行う「一般介護予防事業」で構成されています。なお、サービスの内容や利用料、サービス提供主体等は市町村が決定する仕組みとなっています。

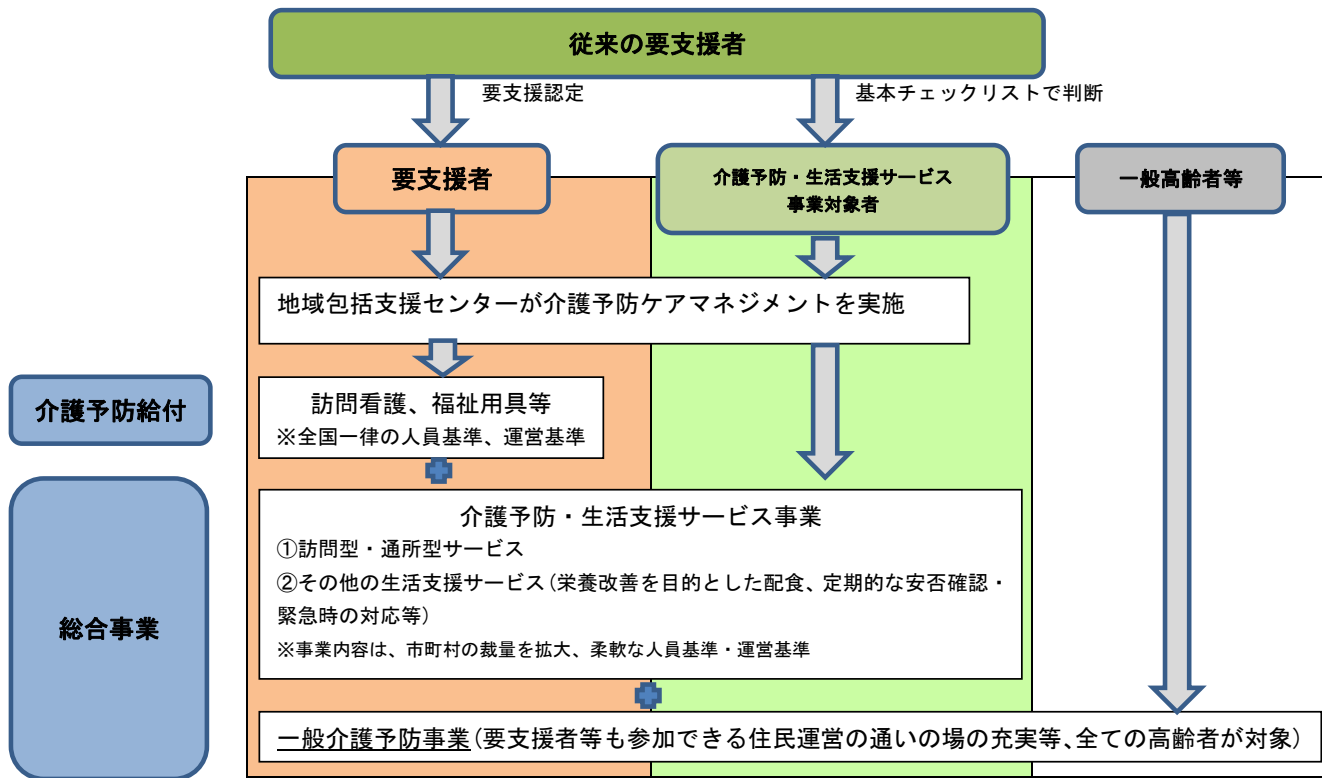
実施にあたっては、介護サービス事業者以外の住民等による多様なサービスの基盤整備が必要であり、一定の準備期間が必要なことなどを踏まえ、平成29年4月まで実施を猶予することができます。

本町においても、当面は介護予防・生活支援サービスの基盤整備等の準備に取り組み、平成28年4月から実施することとし、平成27年度までは従来の枠組みでの介護予防事業を実施していきます。

【予防重視型システムの全体像】



【介護予防・日常生活支援総合事業の概要】



(1) 従来の枠組みでの取り組み（平成27年度）

介護予防事業は、全ての高齢者を対象に実施する事業と要介護状態になる可能性の高い高齢者（二次予防事業対象者）を対象に実施する事業があります。全ての高齢者を対象に実施する事業は、介護予防に関する知識の普及啓発や地域における自発的な介護予防の活動の育成支援を実施します。

① 一次予防事業

ア 介護予防普及啓発事業

老人スポーツ大会において体操を普及するとともに、転倒予防教室を中止し、新規事業のお達者応援団において体操の普及を行うことで、学んだ体操を地域で指導できる方の養成に取り組んでいます。

実践できる指導者が住民の徒歩圏内に確保できるかが課題となっています。

(人/年)

参加延人数	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
老人栄養教室	338	332	350
お達者応援団	68	60	90
介護予防普及啓発講演会	253	379	400

施策の方向

お達者応援団、介護予防普及啓発講演会を継続して実施するとともに、土庄町老人クラブ連合会や各地区老人会などの組織に働きかけて、介護予防の知識の普及・啓発を行います。

また、老人栄養教室の回数を増やすなど充実を図り、高齢者の残存機能を保持させるとともに、その機能を活用して調理の能力を向上することで、栄養改善にもつなげていきます。

イ 地域介護予防活動支援事業

介護予防の実践や知識の普及啓発、一人暮らしや認知症高齢者等への見守りや声かけを地域で行う介護予防サポーターの養成等を行っています。

また、平成19年度に介護予防サポーターの有志で結成された「ホットハートサポーター」が、月1回の定例会の他、グループホームとの交流や地域でサロンの開催、週1回病院でのお話ボランティア活動などを行い、自主活動の活性化に努めています。

介護予防サポーター登録者は地域による偏りがみられ、また介護予防サポーターの活動の場の提供が十分行えていない現状もあります。介護予防サポーター登録者のうち、「ホットハートサポーター」に参加していない方の活動状況や意向の把握が必要となっています。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
介護予防サポーター 養成講座受講者数(実人数)	17	12	12
介護予防サポーター 養成講座修了者数(実人数)	13	10	11
介護予防サポーター 登録者数(実人数)	112	119	130
介護予防サポーター 活動(延人数)	293	318	310

施策の方向

介護予防サポーター養成講座を地区公民館で行うなど、登録者の少ない地域への働きかけを行います。

また、地域で開催しているサロン活動の箇所数が増えるよう引き続き支援を行います。

② 二次予防事業

ア 二次予防事業対象者把握事業

要支援・要介護状態等となるおそれの高い高齢者を把握するために基本チェックリストを実施し、二次予防事業対象者の早期発見に努めています。

チェックリスト未返送者へ葉書による勧奨を行っていますが、基本チェックリストの郵送での回収は限界があり、本来支援の必要と考えられる対象者の把握が困難な状況となっています。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
実施人数(人)	4,233	4,311	4,335
うち二次予防事業 対象者把握人数(人)	645	593	511
割合(%)	15.2	13.8	11.8

施策の方向

今後は、基本チェックリスト未回収者への訪問や、老人大学等の高齢者が集まる場に向いて基本チェックリストを回収する等、把握方法を検討し、二次予防事業対象者の早期発見に努めます。

イ 通所型介護予防事業

運動機能の低下がみられる二次予防事業対象者に対して、「運動機能の向上教室（元気アップ教室）」を開催しています。

また、平成25年度からはもの忘れ検診により対象者を選定し、認知症予防教室を開催しています。

教室参加者が固定化しており、本来参加が必要な方への働きかけが不十分なことが課題となっています。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
参加実人数（人）	46	54	50

施策の方向

基本チェックリスト未回収者へ訪問し、本来参加が必要な方の把握をしていきます。

また、教室修了後も参加者が継続して運動などに取り組むことができるよう、自宅や地域で介護予防に努める仕組みづくりを引き続き検討します。

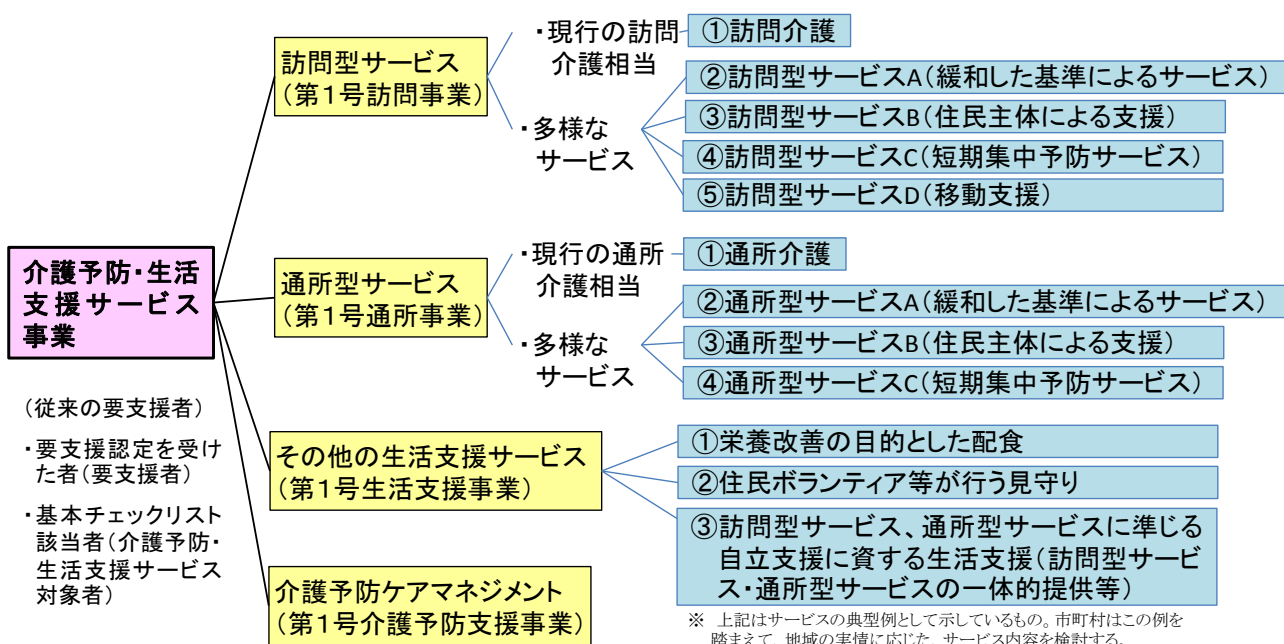
(2) 新たな枠組みでの取り組み (平成28・29年度)

① 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援認定者等の多様な生活支援ニーズに対応するため、介護予防訪問介護、介護予防通所介護のサービスに加え、住民主体の支援等も含め、多様なサービスを制度（総合事業）の対象として支援するものです。

本町では、平成28年度から当該事業を実施するため、既存の介護サービス事業者やNPO等の民間事業者との調整等から順次取り組み、可能な限り早期に実施できるよう努めるとともに、住民活動等の多様なサービス実施主体の育成に取り組みます。

【介護予防・生活支援サービス事業の構成】



【介護予防・生活支援サービス事業の概要】

事業	内容
訪問型サービス	要支援認定者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供します。
通所型サービス	要支援認定者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供します。
その他の生活支援サービス	要支援認定者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者に対する見守りとともに配食を実施します。
介護予防ケアマネジメント	要支援認定者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを行います。

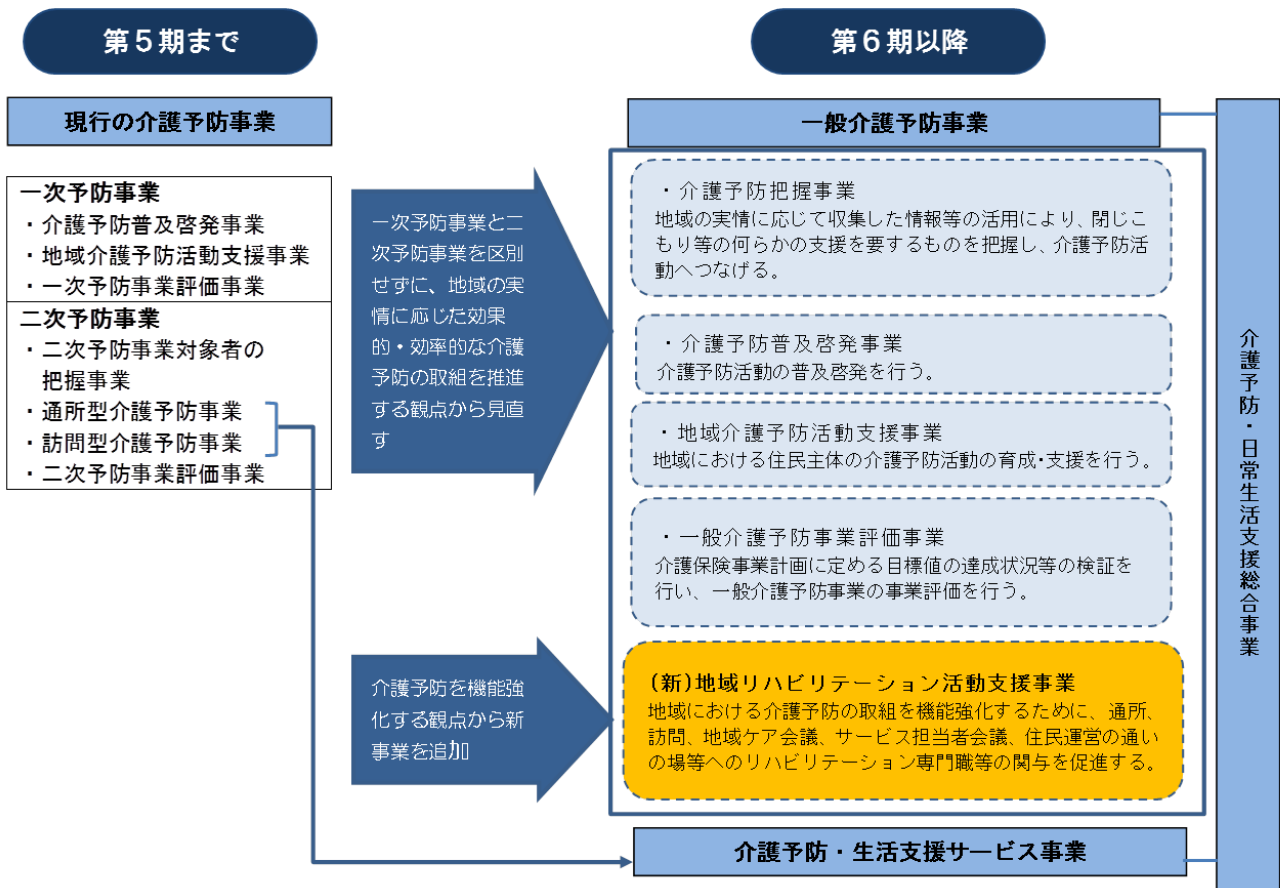
② 一般介護予防事業

一般介護予防事業は、市町村の独自財源で行う事業や地域の互助、民間サービスとの役割分担を踏まえつつ、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、効果的・効率的に介護予防を推進する観点から、総合事業に位置付けられた事業です。

具体的には、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取り組みを推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指すことを目的としています。

本町では、従来の介護予防事業においても、地域を主体とした活動を実施しており、今後も国の制度改正の内容を踏まえつつ、地域と協働しながら新たな介護予防事業として展開していきます。

【介護保険制度改正による「新しい介護予防事業」（一般介護予防事業）の概要】



※従来、二次予防事業で実施していた運動器の機能向上プログラム、口腔機能の向上プログラムなどに相当する介護予防については、介護予防・生活支援サービス事業として介護予防ケアマネジメントに基づき実施

3 高齢者の社会参加・生きがいづくり

(1) 老人クラブへの支援

高齢者の生活が心豊かなものとなるためには、心うちとける仲間が必要です。そのため、土庄町老人クラブでは会員同士の親睦を深める活動や生きがいづくり、健康づくりなど様々な取り組みを実施しています。その活動を支援するため、町では老人クラブ連合会に対する負担金及び老人クラブ活動に対する補助金の交付や、老人クラブ連合会が主催する老人スポーツ大会への補助を実施しています。

会員数の減少により、県からの補助額が年々少なくなっていますが、高齢者の健康づくり、生きがいづくりのほか、地域の支え合いの基盤として大きな役割を果たしており、今後も継続して助成します。

(2) 雇用及び就業対策の推進

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」を踏まえ、継続雇用制度等の普及啓発に努めるとともに、ハローワーク等の関係機関と連携し、職業相談や情報提供を行い、高齢者の雇用及び就業の促進に努めます。

(3) シルバー人材センターへの支援

高齢者の培ってきた知識や経験を生かせる就労の場を提供し、生きがいを持って活動できるようシルバー人材センターの事務費を補助することで活動支援を実施しており、今後も支援を継続していきます。

(4) ボランティア活動等の推進

ボランティア活動は、高齢者の生きがいづくりの一環としてだけでなく、高齢者に対して日常的にきめ細やかな支援が求められる中で、身近な地域単位での住民参加による相互支援の仕組みを構築する上で極めて重要となっています。

保健・福祉を多面的に支えていく地域福祉活動の活性化に向けて、土庄町社会福祉協議会と連携を図りながら、ボランティアやNPO（民間非営利組織）などの活動への支援を図っていきます。

基本目標Ⅱ 住み慣れた地域で暮らし続けられる環境づくり

1 地域包括支援センターの機能強化

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、介護や支援が必要になった時にも安心して生活を送ることができるよう、必要とするサービスを円滑に利用できる環境の整備が求められています。

そのためには、介護サービスをはじめ、様々なサービスが高齢者のニーズや状態の変化に応じて、切れ目なく提供されることが必要であり、福祉分野のみならず、保健・医療・介護などあらゆる分野における地域に関係する団体や機関が一体となって連携・協働し、地域におけるネットワークを構築していくことが重要です。こうした高齢者の暮らしを支える役割を果たす機関として、やすらぎプラザ内に地域包括支援センターを直営で設置しています。

地域包括支援センターでは、すべての住民の心身の健康保持、生活の安定、保健・医療・福祉の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に行うために、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師等が配置されています。

国は、団塊の世代の高齢者がすべて75歳以上となる平成37年（2025年）に向け、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」の5つのサービスを一体的に提供し、介護や支援が必要な高齢者の住み慣れた地域における生活を支援する地域包括ケアシステムの構築を目指しており、地域包括支援センターはその中核機関として位置づけられます。

今回の介護保険制度改正では、地域支援事業が充実され、新たに包括的支援事業に「地域ケア会議の充実」「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「生活支援サービスの体制整備」に係る事業が位置づけられました。

施策の方向

今後も引き続き、高齢者が安心してできるように介護や福祉、医療、権利などを守るために、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師等の人材を確保し、高齢者の生活をあらゆる面からサポートしていきます。

また、要支援・要介護状態の発生や重度化を予防し、生活機能の維持・向上を図るため、地域包括支援センターにおいて、虚弱な高齢者から要介護状態になる前までの高齢者に連続性・一貫性を持った介護予防ケアマネジメントを行います。

2 相談支援の充実

地域包括支援センターでは、地域の高齢者が、住みなれた地域で安心して、その人らしい生活が送れるように、訪問・来所・電話など様々な方法での相談を受け、適切なサービス、関係機関及び制度につなげるなどの支援を行うとともに、相談窓口の周知のため、パンフレットの作成や配布、関係機関を対象に研修会の開催等を行っています。

また、土庄町虐待防止等ネットワーク協議会の基本方針である「虐待のない明るい町づくり」を目指し、知識の普及や被害の対応など、関係機関と共に活動を行っています。

全体的に相談件数が増加する中、認知症疾患医療センターができたことで、認知症高齢者の相談は減少していますが、認知症高齢者、一人暮らし高齢者、高齢者世帯等の増加に伴い、問題が多岐に渡り複雑化しています。

施策の方向

相談窓口を「ワンストップ窓口」として機能を充実させるとともに、住民・行政・関係機関が協働して、高齢者を地域で支えるシステムづくりができるよう働きかけを行います。

また、地域包括支援センターの認知度がまだまだ低い状況にあることから、引き続き広報紙等を活用して、相談窓口の周知に努めます。

3 地域のネットワークづくり

介護予防・生活支援サービス事業の実施にあたって、市町村が中心となって、元気な高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する活動や、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、シルバー人材センターなどの多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進していくことが必要とされています。

このため、市町村は、地域支援事業に新たに設けられた介護予防・生活支援サービスの体制整備を図るための事業（生活支援体制整備事業）を活用しながら、地域において多様な主体の活動を支援することが求められています。具体的には、生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化等を行う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置等が地域支援事業に位置づけられています。

施策の方向

本町においても国の方針を踏まえつつ、地域の関係機関等と調整を行いながら、本計画期間内に、多様な生活支援サービスの基盤整備に向けた取り組みを進めていきます。

生活支援コーディネーター等の在り方については、国のガイドライン等で様々な事例が示されているため、これらの事例等を研究し、本町にふさわしいあり方を検討するとともに、国・県等が行うコーディネーター研修を活用しながら、適切な人材の確保・育成に努めていきます。

4 介護と保健・医療・福祉との連携

(1) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、主治医、介護支援専門員（ケアマネジャー）、介護サービス事業所等の関係機関が連携し、高齢者の状況やその変化に応じて継続的に支援していく体制づくりが重要です。

本町では、介護支援専門員研修会や土庄中央病院との連絡会を定期的に開催し、島内における連絡調整の充実・連携の強化、その技術に対する支援を行うとともに、小豆郡内の病院の地域連携室をはじめ、医療機関との連携が効率的に行われるよう支援を行っています。また、医師、歯科医師、薬剤師、介護支援専門員等多職種が連携を図り、利用者のニーズにあったサービスが提供できるシステムづくりを目的とした情報交換会を開催し意見交換を行っています。さらに、平成26年度には、土庄中央病院が香川県のモデル事業として実施する「在宅医療連携推進事業」を協働で実施し、多職種が連携した在宅医療のシステムを検討しています。

施策の方向

「在宅医療連携推進事業」で実施したアンケート調査やワークショップの結果等を基に、多職種が連携して在宅医療を推進していくシステムづくりを進めていきます。

(2) 地域ケア会議の推進

「地域ケア会議」は、民生委員などの地域の支援者を含めた多職種による専門的視点を交え、地域のケアマネジャーに対するケアマネジメント支援を通じて、適切な支援につながっていない高齢者の支援を行うとともに、個別ケースの課題分析等を通じて地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくり、さらには本計画等への反映などの政策形成につなげることを目指すものです。

地域ケア会議の推進により、ケアマネジャーの資質向上、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に図ることが可能であることから、地域包括ケアシステムの構築に非常に有効であるとされています。このため、今般の介護保険制度改正により、介護保険法に地域ケア会議の設置規定が設けられ、制度的な位置づけがなされました。

施策の方向

本町では、ケアマネジャーの資質向上、社会基盤の整備を図ることで地域包括ケアシステムの構築につながるツールとして、平成27年4月に地域ケア会議を設置します。定期開催に加え、個別案件ごとの課題分析等を通じて地域課題を発見することで、政策形成につなげていきます。

(3) 在宅医療・介護連携の推進

今後の高齢化社会のさらなる進行により、医療ニーズや介護ニーズを併せ持つ慢性疾患、認知症等の高齢者の増加が見込まれています。

このような高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、市町村は地域の医療・介護の関係機関と連携して、退院支援や日常の療養支援、急変時の対応、看取り等の様々な局面において、在宅医療・介護の連携を推進するための体制整備を図ることが求められています。このような取り組みを推進するため、地域支援事業の包括的支援事業として、新たに「在宅医療・介護連携推進事業」が位置づけられています。

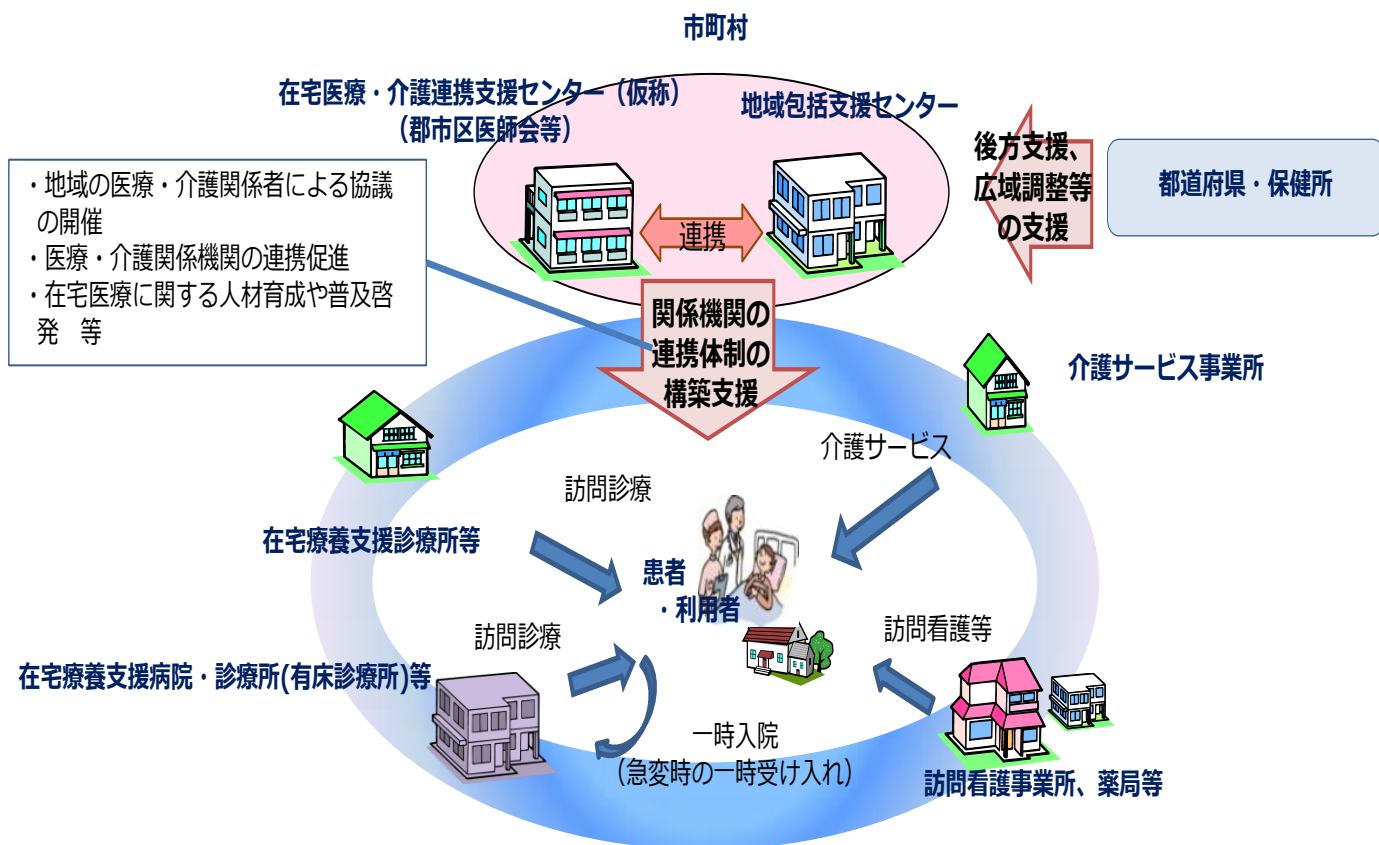
本町では、平成26年度に、土庄中央病院が香川県のモデル事業として実施する「在宅医療連携推進事業」を協働で実施し、多職種が連携した在宅医療のシステムを検討しています。

施策の方向

高齢者が在宅医療を必要とする場合に適切な医療サービスが利用できるよう、在宅医療の提供体制の充実に努めるとともに、医療機関、保健福祉関係機関等との連携が円滑に図られるよう、「在宅医療連携推進事業」で実施したアンケート調査やワークショップの結果等を基に、多職種が連携して在宅医療を推進していくシステムづくりを進めていきます。

また、医師会等の関係機関と連携し、中長期的視点で医療・介護連携体制の整備を進めていきます。このような取り組みの中で、地域支援事業の「在宅医療・介護連携推進事業」については可能なものから順次開始していきます。

【在宅医療・介護連携の推進（イメージ）】



5 生活支援サービスの推進

(1) 外出支援サービス

公共交通機関の利用が困難な地区の高齢者等を対象に、医療機関等への移動手段を確保することを目的として福祉バスを運行しています。

路線バスの停留所はあっても、坂道を登って行かなくてはならない方もいるなど、実際に公共交通機関空白地域の全てをまかなえているわけではない現状もあります。

(人/年)

第5期	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
計画値	1,700	1,700	1,700
実績値	1,451	1,710	1,900

施策の方向

福祉バスは利用者の貴重な交通手段の一つであることから、今後も公共交通機関がない地域を対象として高齢者等の通院の便宜を図るため運行を継続していきます。

(人/年)

第6期	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	2,000	2,000	2,000

(2) 軽度生活援助事業

一人暮らし高齢者等を対象に、自立した生活を支援することを目的として、土庄町社会福祉協議会において家屋の掃除、外出時の介助等の軽度な日常生活上の援助を行っています。

施策の方向

利用者は少ないものの、簡易な日常生活上の援助を行うことで、要介護状態への進行防止と自立した生活を支援するため、平成27年度は継続して実施しますが、平成28年度以降は本事業を廃止し、介護予防・生活支援サービス事業にて実施します。

(3) 生きがい活動支援通所事業

家に閉じこもりがちな一人暮らし高齢者等を対象に、適切な事業運営が確保できると認められる老人福祉施設に委託してデイサービスを実施し、要支援・要介護状態への進行を予防するとともに、社会的孤立感の解消、自立した生活を支援しています。

利用者は年々増加していますが、計画値を大きく下回っています。また、施設利用者が多く、申請から実際に利用できるまで時間がかかるのが課題となっています。

(人/年)

第5期	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
計画値	700	710	720
実績値	407	438	478

施策の方向

今後も家に閉じこもりがちな一人暮らし高齢者等を対象に、要支援・要介護状態への進行防止を図るため事業を実施します。

(人/年)

第6期	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	600	650	700

(4) 生活管理指導短期宿泊事業

一人暮らし高齢者等を対象に、老人福祉施設の空きベッドを利用したショートステイを実施し、日常生活習慣等の指導を行っています。

施策の方向

利用者は少ないものの、施設で一時的に宿泊することで、日常生活習慣等の指導を行うとともに体調調整を図り、要介護状態への進行防止を図るため事業を実施します。

(5) 緊急通報体制整備事業

一人暮らし高齢者等の自宅に緊急通報装置を設置し、急病や災害等の緊急時に親族や近隣者等に緊急事態を知らせる通報サービスを提供しています。

利用者数は横ばい状態で、概ね計画値どおりとなっています。

(世帯)

第5期	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
計画値	22	22	22
実績値	20	19	20

施策の方向

ひとり暮らしの高齢者等が安心して暮らせるよう、今後もサービス利用を促進していきます。

(世帯)

第6期	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	30	30	30

6 認知症高齢者支援の推進

高齢化のさらなる進行により、今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる環境づくりが必要です。

このため、認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れ（認知症ケアパス）を確立するとともに、新たに地域支援事業（包括的支援事業）に位置づけられた認知症施策推進の取り組みなどにより、認知症の人や家族に対する相談・支援体制の充実・強化に努めます。

（1）認知症ケアパスの作成・普及

国の「認知症施策推進5ヶ年計画」では、市町村が地域の実情に応じて、認知症の人やその家族が、認知症と疑われる症状が発生した場合に、「いつ」、「どこで」、「どのような」支援を受ければよいか理解できるよう、「認知症ケアパス」（認知症の状態に応じた適切な医療や介護サービス等の提供の流れ）を作成することが求められています。

本町においても「認知症ケアパス」を作成し、住民や医療・介護関係者等への普及を図り、早期からの適切な診断や対応、認知症の人やその家族への支援を、包括的・継続的に実施できる体制の構築に向けて取り組みを進めます。

（2）認知症高齢者・家族への支援体制の整備

認知症に関する相談について、本町では地域包括支援センターを中心に実施しており、認知症疾患医療センターとの連携強化を図り、相談対応や支援の充実に努めています。

今回の介護保険制度改正では、認知症の早期診断・早期相談対応を図るため、認知症初期集中支援チーム等の取組が地域支援事業（包括的支援事業）に位置づけられており、専門機関等と連携して体制を整備することが必要です。

また、本町では認知症高齢者の家族支援の一環として、地区ごとに徘徊模擬訓練を実施しており、徘徊対策として地域と連携しながら推進を図ることが必要です。

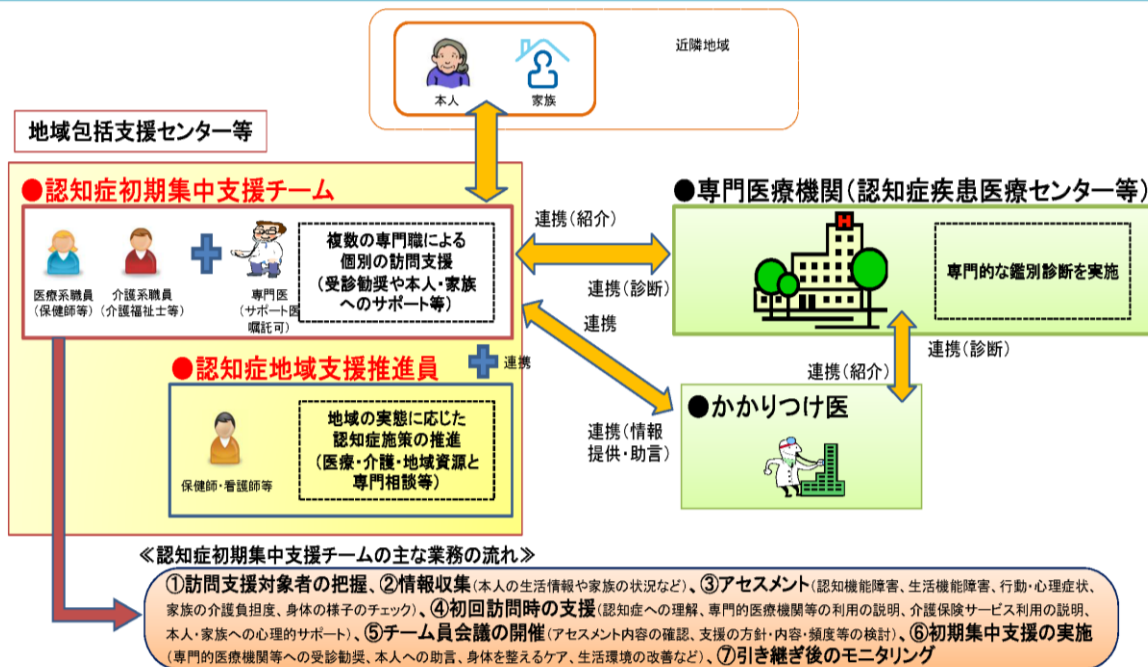
施策の方向

医師会等の関係機関と連携して、認知症初期集中支援チーム・認知症地域支推進員の配置に取り組みます。

また、認知症高齢者の家族に対しては、土庄町社会福祉協議会、民生委員などと連携し、地域の見守り活動を通して支援がよりスムーズに行える体制の充実に努めます。

【認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員のイメージ】

以下の体制を地域包括支援センター等に配置
 ○認知症初期集中支援チーム—複数の専門職が認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、アセスメントや家族支援などの個別の訪問支援
 ○認知症地域支援推進員—認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う。



(3) 認知症を支える地域づくりの推進

① 認知症サポーター

認知症の方を地域で支える環境をつくるため、認知症に対する正しい知識と理解が必要となっています。本町では認知症サポーター養成講座を開催することで認知症に対する知識の普及や啓発に努めています。

認知症サポーター登録者へのフォローアップ体制を充実するとともに、キャラバンメイトが地域において積極的に活動できる環境を整備する必要があります。

第5期	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
認知症サポーター養成講座(延人)	258	532	200
認知症サポーター登録者数(人)	268	381	450

施策の方向

今後も引き続き、認知症サポーターの養成に取り組み、認知症の人や家族を支える地域の人材育成を図ります。

② もの忘れ検診・もの忘れ相談

近年、認知症になる前の「軽度認知障害」という段階で発見し、適切な対応を行うことによって、認知症の発症を防いだり、進行を遅らせることが可能なことがわかってきました。そこで本町でも、軽度認知障害・アルツハイマー型認知症を早期に発見し、治療につなげるとともに、進行の予防や改善を目的として、もの忘れ検診・認知症予防教室を実施しています。

第5期	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
もの忘れ検診(人)	0	82	48
もの忘れ相談(人)	0	1	4

施策の方向

今後はチェックリストの活用など、もの忘れ検診の方法等を検討し、受診者の増加を図ること、軽度認知障害で発見し適切な対処を行い、認知症発症の予防及び先送りができる体制を充実させます。

7 家族介護者等への支援

(1) 家族介護慰労事業

住民税非課税世帯に属する要介護4又は要介護5の高齢者を、過去1年間介護保険サービスを利用せずに在宅で介護している家族に対し、介護慰労金を支給することで、介護者の経済的な負担の軽減を図ります。

(2) 家族介護用品支給事業

在宅で要介護4又は要介護5の高齢者を介護している家族に対し、紙おむつ等の介護用品の支給券を支給することにより、介護者の経済的負担の軽減を図ります。

(3) 徘徊(はいかい)高齢者等家族支援事業

徘徊高齢者の行方不明等による事故を未然に防止するため位置情報を把握することにより、家族等が安心して介護することができる環境の整備に資することを目的とし、位置情報検索端末機の初期費用を助成します。

(4) 安否確認型配食サービス事業

配食サービスを通して、栄養改善を図るとともに安否確認を行うことにより、一人暮らし高齢者等が安心して生活できるように、利用者負担額の一部を助成します。

基本目標Ⅲ 介護サービス等の充実

1 介護サービスの基盤整備及び事業量の見込み

2 財源の確保

上記1、2につきましては、昨年度実施いたしました土庄町高齢者福祉計画（介護保険事業計画〔第6期〕）策定のための調査等による介護保険サービスに対する町民ニーズや事業者の参入意向、前述計画の基本的な考え方等を基に推計作業を行っています。

以下の内容を掲載する予定です。

- 1 第1号被保険者数及び要介護認定者数
- 2 保健福祉サービスの目標水準
- 3 介護給付・介護予防サービスの量の見込み
- 4 サービス見込み量の確保策
- 5 介護給付費等対象サービスの事業量（総括）及び事業費の見込み
- 6 介護保険料の見込み

3 介護保険制度の円滑な運営

(1) 介護保険制度の普及啓発

高齢者やその家族が、介護保険制度の趣旨、要介護等認定の仕組み、サービスの種類と内容、利用者負担、保険料等介護保険制度に対する理解を深めることは、介護保険の安定的な運営やサービスの円滑な利用の基本となります。

介護保険サービスの利用の前提となる要介護等認定申請からサービス利用の方法、また、利用者負担や保険料に係る各種軽減制度の手続きなどについて、広報紙、ホームページ、パンフレットなどにより啓発を積極的に行います。

(2) 介護保険サービスに関する情報提供の推進

高齢者数、認定者数（認定率）、サービス利用者数、給付実績、保険料収納率など介護保険実施状況やサービス事業者に関する情報は、高齢者自身にとってはサービスの選択、適切な居宅介護支援、サービス事業者にとっては円滑な参入のために大変重要なものです。

本町においても、常に介護保険の実施状況等に関する最新情報をホームページに掲載し情報提供するとともに、サービス事業者に対し、事業者内容の情報開示や自己評価などの情報登録の促進を図り、最新の情報提供に努めます。

(3) 相談・受付体制

円滑かつ迅速なサービス提供及び利便性の観点から、高齢者が身近な地域において要介護等認定申請やサービス利用手続きなどの相談が行えることが重要です。

このため、これらの相談や申請については、福祉課及び地域包括支援センターが連携して、予防給付に関することや地域の高齢者の実態把握、虐待への対応などを含む総合相談や権利擁護などに的確・迅速に対応できる体制の充実に努めます。

(4) 要介護・要支援認定の適正な実施

要介護・要支援認定は、サービスを利用するための大前提です。要介護度により被保険者が利用できるサービス量が決まるため、要介護等認定の適正な実施は、公正性・迅速性が強く求められます。

そのために、本業務に携わる認定調査員、介護認定審査会委員の資質・専門性の向上は必要不可欠です。介護認定審査会委員に対しては、県において、適切な審査判定を行うために必要な知識、技術の習得を図るための研修を実施しています。本町においては認定調査員に対し、県や関係機関との連携を図る中で、研修を継続的に実施し、資質・専門性の向上を図ります。

(5) 低所得者への配慮等

高齢化の進展等に伴う介護ニーズの増大により介護保険料の上昇が続く中、給付費の5割の公費負担に加えて別枠で公費を投入し、低所得者の保険料軽減の割合を拡大するとともに、費用負担の公平化に向け、制度改革により相対的に負担能力のある一定以上の所得の方の自己負担割合を2割とします。

また、施設入所等にかかる費用のうち、食費及び居住費は本人の自己負担が原則となっていますが、住民税非課税世帯である入居者については、その申請に基づき、補足給付を支給し負担を軽減します。

4 介護給付適正化事業の推進

介護保険は、高齢者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように必要な介護サービスを提供する制度であり、介護サービスが要介護状態等の軽減や悪化防止、または要介護状態等となることの防止に資するように提供される必要があります。

しかし、介護保険の実施状況を見ると、サービスの利用者や利用量が着実に増加するなど制度が定着する一方で、その必要性、効果に疑問を持たざるを得ないサービス提供などが指摘されています。

このような状況を踏まえて、不適切なサービス利用はないかという観点などから、適正な介護給付費の検証を行うとともに、介護給付費通知により適正なサービス利用の啓発に努めます。

5 住まいの確保

(1) 養護老人ホーム

環境上の理由及び経済的な理由により、居宅での生活が困難な65歳以上の方が入所する施設です。町内には小豆島老人ホーム（定員70人）が整備されています。

(人)

第5期	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
計画値	50	50	50
実績値	59	57	60

施策の方向

今後も現在の措置状況を維持していきます。

(人/年)

第6期	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	60	60	60

(2) 軽費老人ホーム

家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な60歳以上の方が低額な料金で入所できる施設です。

施策の方向

今後も高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、現状を継続していきます。

(人/年)

第6期	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画値	30	30	30

基本目標Ⅳ 安全・安心に暮らせるまちづくり

1 人にやさしいまちづくりの推進

福祉のまちづくりが高齢者や障害者だけでなくすべての人にとって暮らしやすいまちづくりであるというユニバーサルデザインの考え方を広め、今後も公共施設等のバリアフリー化を推進していきます。

2 防犯・防災体制の整備

高齢者は災害に対して弱者になりやすく、未然に防ぐ対策や災害時の支援体制が重要となっています。特に東日本大震災や想定を超える自然災害（大雨など）を受けて、高齢者や障害者などの避難困難者についての対応が急務となっており、人命に直結するような災害から高齢者を守る必要があります。本町では、平成18年度から土庄町民生委員児童委員協議会において災害時要援護者登録制度を導入し災害時に援護を希望する人の登録と、登録者の避難を支援する支援者の登録を行うとともに、「土庄町災害時要援護者避難支援プラン」に基づき、要援護者の避難支援を迅速かつ的確に行うための支援体制の確立を進めています。今後も、自治会、民生委員、自主防災組織等の関係機関との連携をさらに強化し、災害時に迅速な対応ができる支援体制を整備していきます。

また、悪質な訪問販売や詐欺等の消費者被害を防止するため、地域で高齢者を見守ることが必要であることから、高齢者や民生委員、介護サービス事業者などへの情報提供を行うとともに、香川県消費生活センター、香川県警察などと連携し、高齢者の消費者被害の防止に努めます。

3 交通安全対策の推進

警察署や交通安全協会等の関係機関との連携のもと、公民館・老人会・サロン等の活動を利用して交通安全の啓発を推進します。

4 権利擁護の推進

一人暮らし等の高齢者世帯や認知症高齢者の増加に伴い、高齢者の虐待や財産をめぐるトラブル、悪質な訪問販売や詐欺等の消費者被害の問題など、高齢者の権利に関する問題が深刻化しています。

判断能力が十分でない高齢者、知的障害者、精神障害者等の生活の自立の援助及び福祉の増進を図るため、町が成年後見、保佐又は補助の開始審判の申立てを行います。また、生活保護法の規定による被保護者等に対し、成年後見制度利用の支援を行うことにより、要支援者がその有する能力を活用し、自らが希望する自立した日常生活を営むことができる環境の整備を図ります。

また、土庄町虐待防止等ネットワーク協議会の基本方針である「虐待のない明るい町づくり」を目指し、知識の普及や被害の対応など、関係機関と連携して活動を行っていきます。

第5章 計画の推進

1 住民、地域、行政等の連携

高齢者福祉の取組みを推進する上で、住民・関係団体等の理解と参加が不可欠です。

この計画の実施状況等に係る情報を住民に分かりやすく周知し、情報を共有することで、広く意見や提言をしやすい環境づくりに努め、住民の参加と協力が得られる体制の整備と、活動者・団体との連携を図ります。

2 住民意識の啓発と地域福祉の推進

高齢者が社会の進展に寄与してきたことを次代に受け継いでゆくという、人間社会の世代の流れを認識した上で、誰でもいずれは直面する共通の問題となるよう意識の啓発を図ります。

また、地域の将来を担う子どもたちが福祉について正しく理解するための福祉教育や、地域の人々が福祉に対する意識を高め、福祉活動に積極的に参画するように、地域福祉の理念に基づき、地域全体で社会福祉を支えていく仕組みの構築を目指します。

3 推進体制の整備・強化

高齢者福祉に関する施策は様々な分野にわたるものであるため、推進にあたっては、全庁的な体制のもとに、年度ごとに施策・事業の実施状況を把握するとともに、評価・再調整などの継続的な取り組みを行います。

また、今後の社会・経済情勢や国・県の動向の変化に適確かつ柔軟に対応するためにも、必要に応じ計画内容の見直しなどを含めた検討も行います。

4 計画の評価体制の整備

計画に基づき施策の実現が図られるよう、毎年度、事業の達成状況を把握し、進行管理を行います。また、目標量を設定している事業については、定量的な評価を行います。

また、町を取り巻く環境変化などに適切かつ迅速に対応するため、必要に応じて事業内容や事業手法の見直し、新たな事業の実施なども視野に入れた事業の評価・改善を行います。